

第11次鳥獣保護管理事業計画

平成24年4月1日から

5年間

平成29年3月31日まで

平成27年3月27日変更

ただし、鳥獣保護法の改正に伴う変更については、
改正鳥獣保護法の施行日（平成27年5月29日）から施行する。

静岡県

目 次

| | |
|--|----|
| 第 1 計画の期間 | 1 |
| 第 2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項 | 1 |
| 1 鳥獣保護区の指定 | 1 |
| (1) 方針 | 1 |
| (2) 鳥獣保護区の指定等計画 | 3 |
| 2 特別保護地区の指定 | 5 |
| (1) 方針 | 5 |
| (2) 特別保護地区指定計画 | 6 |
| 3 休猟区の指定 | 6 |
| (1) 方針 | 6 |
| (2) 休猟区指定計画 | 6 |
| (3) 特例休猟区指定計画 | 7 |
| 4 鳥獣保護区の整備等 | 7 |
| (1) 方針 | 7 |
| (2) 整備計画 | 7 |
| (3) 保全事業の実施 | 7 |
| 第 3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項 | 8 |
| 1 鳥獣の人工増殖 | 8 |
| (1) 方針 | 8 |
| (2) 人工増殖計画 | 8 |
| 2 放鳥獣 | 8 |
| (1) 方針 | 8 |
| (2) 放鳥計画及び種鳥の入手計画 | 9 |
| 第 4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項 | 10 |
| 1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方 | 10 |
| 2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定 | 10 |
| (1) 許可しない場合の基本的考え方 | 10 |
| (2) 許可する場合の基本的考え方 | 11 |
| (3) わなの使用に当たっての許可基準 | 12 |
| (4) 許可に当たっての条件の考え方 | 12 |
| (5) 許可権限の市町長への移譲 | 12 |
| (6) 捕獲実施に当たっての注意事項 | 12 |
| (7) 捕獲物又は採取物の処理等 | 13 |
| (8) 捕獲又は採取等の情報の収集 | 13 |
| (9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方 | 13 |
| 3 学術研究を目的とする場合 | 14 |
| (1) 学術研究 | 14 |
| (2) 標識調査 | 15 |
| 4 鳥獣の保護を目的とする場合 | 15 |
| (1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的 | 15 |
| (2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 | 15 |
| (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 | 16 |
| 5 鳥獣の管理を目的とする場合 | 16 |
| (1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的 | 16 |
| (2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的 | 26 |
| 6 その他特別の事由の場合 | 27 |

| | |
|--|----|
| (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 | 27 |
| (2) 養殖している鳥類の過度の近親交配を防止する目的 | 27 |
| (3) 鵜飼漁業への利用の目的 | 27 |
| (4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 | 27 |
| (5) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護及び管理その他公益に資すると認められる目的 | 27 |
| 7 鳥類の飼養登録 | 28 |
| (1) 方針 | 28 |
| (2) 飼養適正化のための指導内容 | 28 |
| 8 販売禁止鳥獣等の販売許可 | 28 |
| (1) 許可の考え方 | 28 |
| (2) 許可の条件 | 28 |

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区、指定猟法禁止区域及び鳥獣捕獲禁止区域に関する事項 29

| | |
|-----------------------------------|----|
| 1 特定猟具（銃器又はわな）使用禁止区域の指定 | 29 |
| (1) 方針 | 29 |
| (2) 特定猟具使用禁止区域指定計画 | 30 |
| (3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳 | 31 |
| 2 特定猟具使用制限区域の指定 | 32 |
| (1) 方針 | 32 |
| (2) 特定猟具使用制限区域指定計画 | 32 |
| (3) 特定猟具使用制限区域指定内訳 | 32 |
| 3 猟区設定のための指導 | 32 |
| (1) 方針 | 32 |
| (2) 設定指導の方法 | 32 |
| 4 指定猟法禁止区域の指定 | 33 |
| (1) 方針 | 33 |
| (2) 指定計画 | 33 |
| 5 鳥獣捕獲禁止区域の指定 | 33 |
| (1) オスイタチ捕獲禁止区域 | 33 |
| (2) 狩猟鳥獣（著しい被害を与える鳥獣を除く）捕獲禁止区域の指定 | 33 |

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項 35

| | |
|---|----|
| 1 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成の目的 | 35 |
| 2 対象鳥獣 | 35 |
| (1) 第一種特定鳥獣保護計画の対象鳥獣 | 35 |
| (2) 第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣 | 35 |
| 3 特定計画期間 | 35 |
| 4 対象地域 | 35 |
| 5 保護又は管理の目標 | 35 |
| (1) 第一種特定鳥獣保護計画の保護の目標 | 36 |
| (2) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標 | 36 |
| 6 保護事業又は管理事業 | 36 |
| (1) 第一種特定鳥獣保護計画の保護事業 | 36 |
| (2) 第二種特定鳥獣管理計画の管理事業 | 37 |
| 7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項 | 37 |
| (1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的 | 37 |
| (2) 実施期間 | 38 |
| (3) 実施区域 | 38 |
| (4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標 | 38 |
| (5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価 | 38 |
| 8 特定計画の策定計画 | 38 |
| (1) 第一種特定鳥獣保護計画の策定計画 | 38 |
| (2) 第二種特定鳥獣管理計画の策定計画 | 38 |

| | | |
|-----------|-------------------------------|-----------|
| 9 | 実施計画の作成に関する方針 | 38 |
| 10 | モニタリングの実施に関する方針 | 39 |
| 11 | 特定計画の実行体制の整備 | 39 |
| 第7 | 鳥獣の生息状況の調査に関する事項 | 40 |
| 1 | 基本方針 | 40 |
| 2 | 鳥獣保護対策調査 | 40 |
| (1) | 方針 | 40 |
| (2) | 鳥獣生息分布調査 | 40 |
| (3) | 希少鳥獣等保護調査 | 40 |
| (4) | ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査 | 40 |
| 3 | 鳥獣保護区等の指定・管理等調査 | 41 |
| 4 | 狩猟対策調査 | 41 |
| (1) | 方針 | 41 |
| (2) | 狩猟鳥獣生息調査 | 41 |
| (3) | 放鳥効果測定調査 | 41 |
| (4) | 狩猟実態調査 | 41 |
| 5 | 鳥獣管理対策調査 | 42 |
| (1) | 方針 | 42 |
| (2) | 調査の概要 | 42 |
| 第8 | 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項 | 43 |
| 1 | 鳥獣行政担当職員 | 43 |
| (1) | 方針 | 43 |
| (2) | 設置計画 | 43 |
| (3) | 研修計画 | 43 |
| 2 | 鳥獣保護管理員 | 44 |
| (1) | 方針 | 44 |
| (2) | 設置計画 | 44 |
| (3) | 年間活動計画 | 44 |
| (4) | 研修計画 | 44 |
| 3 | 保護及び管理の担い手の育成 | 44 |
| (1) | 方針 | 44 |
| (2) | 研修計画 | 44 |
| (3) | 狩猟者の減少防止対策 | 44 |
| 4 | 鳥獣保護センター等の設置 | 45 |
| (1) | 方針 | 45 |
| (2) | 鳥獣保護センター等の施設計画 | 45 |
| 5 | 違法行為の取締り | 45 |
| (1) | 方針 | 45 |
| (2) | 年間計画 | 45 |
| 6 | 必要な財源の確保 | 45 |
| 第9 | その他 | 46 |
| 1 | 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題 | 46 |
| 2 | 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い | 46 |
| 3 | 狩猟の適正管理 | 46 |
| 4 | 入猟者承認制度に関する事項 | 46 |
| 5 | 外来鳥獣等への対応 | 46 |
| 6 | 傷病鳥獣保護の基本的な対応 | 47 |
| 7 | 安易な餌付けの防止 | 47 |
| (1) | 方針 | 47 |
| (2) | 年間計画 | 48 |
| 8 | 感染症への対応 | 48 |

| | |
|-----------------------------|----|
| 9 普及啓発 | 48 |
| (1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等 | 48 |
| (2) 野鳥の森等の整備 | 49 |
| (3) 法令の普及の徹底 | 49 |

第1 計画の期間

平成24年4月1日から平成29年3月31日までの5年間とする。なお、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第46号）の施行の日（平成27年5月29日）から、これまでの鳥獣保護事業計画は、鳥獣保護管理事業計画とする。

第2 鳥獣保護区、特別保護地区及び休猟区に関する事項

1 鳥獣保護区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

| 事業計画 | 鳥獣保護区指定の中長期的な方針 |
|-------------------------|--|
| 第11次 (H24. 4～H29. 3) | <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の生息状況、生息環境等に関する科学的知見に基づき、鳥獣の重要な生息地の把握に努め、地元利害関係者の意向を尊重しつつ、地域の鳥獣の保護の見地から当該鳥獣の保護のため重要と認める区域に鳥獣保護区を指定するとともに、地域全体の生物多様性の保全に資する観点から、偏りなく配置されるよう配慮する。 既指定鳥獣保護区のうち、変更前の本計画期間において指定期間が満了となるものについては、野生鳥獣による農林水産業被害等の現状と地元利害関係者の意向を尊重しつつ、野生鳥獣の生息地、生息環境を安定して保全する観点から、地元利害関係者の理解が得られた地域について、引き続き指定期間を更新した。 既指定鳥獣保護区のうち、変更後の本計画期間に指定期間が満了となるものについては、生息地及び生息環境を安定して保全する観点から、原則として、引き続き指定期間(10年間)を更新する。 鳥獣保護区の指定又は更新に当たっては、鳥獣の専門家、関係市町、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体等の地域の関係者の合意形成に努めるものとする。その際には、地域の自然的社会的特性を踏まえ、農林水産業等の人間活動と鳥獣との適切な関係の構築が図られるよう十分注意する。特に、指定区域周辺での野生鳥獣による農林水産業被害等に対しては、鳥獣保護区内における鳥獣の管理のための捕獲の適切な実施により、指定又は更新に関する関係者の理解が得られるように適切に対応するものとする。 |

【第10次までの方針及び実績】

| 事業計画 | 鳥獣保護区指定の中長期的な方針・実績 |
|----------------------------|---|
| 第1次～第6次 (S39. 4～H 4. 3) | <ul style="list-style-type: none"> 自然植生が豊富で鳥獣類の生息繁殖に好適な地域、渡り鳥の主要な渡来地域、野鳥保護思想の普及啓発の場とする地域等を対象にしてきた。 これらの地域はおおむね確保されるに至った。 |
| 第7次～第8次 (H 4. 4～H14. 3) | <ul style="list-style-type: none"> 身近な自然を活用した観察の森や保健休養林等に野鳥を誘致し、生活環境の改善となるような鳥獣保護区の指定に重点をおき推進することに努めてきた。 一方、鳥獣による農林水産物被害の増大により、地域によっては指定の同意が得られないなど、鳥獣保護区の指定を巡る情勢は厳しくなってきた。 |
| 第9次 (H14. 4～H20. 3) | <ul style="list-style-type: none"> 野生鳥獣が自然生態系における重要な構成要素の一つであるという基本認識に基づき、人間の活動と鳥獣との共存を図るとともに、地元利害関係者の意向を尊重し、偏りのない配置や環境教育の場の確保等、自然保護に対する社会的要請に応えるよう、鳥獣保護区指定の要件が整った地域について指定した。 計画終了時点では、鳥獣保護区の指定区域数は114か所、指定面積は145,733ha（県土面積中に占める割合は18.7%）に達した。 |

| | |
|-------------------------------|--|
| <p>第10次 (H20.4～H24.3)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、人間の活動と鳥獣との適切な関係の構築を図るとともに、自然保護に対する社会的要請に応じた鳥獣保護区指定をした。 ・既指定鳥獣保護区のうち、本計画中に指定期間の満了となるものについては、鳥獣による農林水産物被害の増大により、地域によっては地元利害関係者の同意が得られないなど、鳥獣保護区を巡る情勢は年々厳しくなっているが、生息地、生息環境を安定して保全する観点から、地元利害関係者の理解が得られた地域について、引き続き指定期間（10年間）を更新した。 ・計画終了時点では、鳥獣保護区の指定区域数は111か所、指定面積は142,592ha（県土面積中に占める割合は18.3%）になった。 |
|-------------------------------|--|

イ 指定区分ごとの方針

| 保護区の区分 | 指定方針 |
|-----------------|--|
| (ア) 森林鳥獣生息地の保護区 | <ul style="list-style-type: none"> ・森林に生息する鳥獣の保護を図るため、必要な地域について指定する。 ・「森林鳥獣生息地の保護区」の指定状況（平成26年度末現在）は、50か所、72,611ha。 ・変更後の本計画期間に期間満了となる4か所、5,067haについては、原則として期間更新する。 |
| (イ) 大規模生息地の保護区 | <ul style="list-style-type: none"> ・行動圏が広域に及ぶ大型鳥獣をはじめ当該地域に生息する多様な鳥獣相を保護するため、必要な地域について指定する。 ・「大規模生息地の保護区」の指定状況（平成26年度末現在）は、3か所、42,921ha。 ・変更後の本計画期間に指定又は期間更新の計画はない。 |
| (ウ) 集団渡来地の保護区 | <ul style="list-style-type: none"> ・集団で渡来する水鳥類等の渡り鳥の保護を図るため、これらの渡来地である干潟、湿地、湖沼等のうち必要な地域について指定する。 ・「集団渡来地の保護区」の指定状況（平成26年度末現在）は、13か所、13,849ha。 ・変更後の本計画期間に期間満了となる2か所、2,073haについては、原則として期間更新する。 |
| (エ) 集団繁殖地の保護区 | <ul style="list-style-type: none"> ・集団で繁殖する鳥類、コウモリ類等を保護するため、島しょ、断崖、草原、洞窟等における集団繁殖地のうち必要な地域について指定する。 ・「集団繁殖地の保護区」の指定状況（平成26年度末現在）は、1か所、950ha。 ・変更後の本計画期間に指定又は期間更新の計画はない。 |
| (オ) 希少鳥獣生息地の保護区 | <ul style="list-style-type: none"> ・絶滅のおそれのある鳥獣又はこれらに準ずる鳥獣の生息地であって、その保護上必要な地域について指定する。 ・現在、「希少鳥獣生息地の保護区」は指定されていない。 ・今後、希少野生動植物保護条例に基づく生息地等保護区の指定の際に、検討する。 |
| (カ) 生息地回廊の保護区 | <ul style="list-style-type: none"> ・生息地が分断された鳥獣の保護を図るため、生息地間をつなぐ樹林帯等であって鳥獣の移動経路となっている地域又は指定することにより鳥獣の移動経路としての機能が回復する見込みのある地域のうち必要な地域について指定する。 ・現在、「生息地回廊の保護区」は指定されていない。 ・「生息地回廊の保護区」の指定については、対象となる鳥獣を特定し、その生態や行動範囲等を把握する必要がある。 ・現在該当する鳥獣及び区域は把握できていないが、本計画期間ではその実態の把握に努める。 |

| | |
|----------------------|--|
| (キ) 身近な鳥獣 生息地の保護区 | <ul style="list-style-type: none"> 市街地及びその近郊において鳥獣の良好な生息地を確保し若しくは創出し、豊かな生活環境の形成に資するため必要と認められる地域又は自然とのふれあい若しくは鳥獣の観察や保護活動を通じた環境教育の場を確保するため必要な地域について指定する。 「身近な鳥獣生息地の保護区」の指定状況（平成26年度末現在）は、44か所、11,589ha。 変更後の本計画期間に期間満了となる6か所、1,172haについては原則として期間更新する。 |
|----------------------|--|

(2) 鳥獣保護区の指定等計画

(第1表)

| 区 分 | 鳥獣保護区 指定の目標 | 既指定鳥獣 保護区(A) | 本計画期間に指定する鳥獣保護区 | | | | | | 本計画期間に区域拡大する鳥獣保護区 | | | | | | | | |
|-------------------|----------------|-----------------|-----------------|------|------|----------------------------|-----|------|-------------------|-----|-------|-----------------|-------------------|------|--|--|-----|
| | | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 計(B) | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 計(C) | | | |
| 森林鳥獣 生息地 | 箇所 | 50か所 | 51か所 | 箇所 | | | | | | | 0か所 | | | | | | 0か所 |
| | 面積 | 15,000ha | 73,298ha | 変動面積 | | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 大規模 生息地 | 箇所 | | 3か所 | 箇所 | | | | | | | 0か所 | | | | | | 0か所 |
| | 面積 | | 42,921ha | 変動面積 | | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 集団 渡来地 | 箇所 | | 13か所 | 箇所 | | | | | | | 0か所 | | | | | | 0か所 |
| | 面積 | | 13,849ha | 変動面積 | | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 集団 繁殖地 | 箇所 | | 1か所 | 箇所 | | | | | | | 0か所 | | | | | | 0か所 |
| | 面積 | | 950ha | 変動面積 | | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 希少鳥獣 生息地 | 箇所 | | | 箇所 | | | | | | | 0か所 | | | | | | 0か所 |
| | 面積 | | | 変動面積 | | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 生息地 回廊 | 箇所 | | | 箇所 | | | | | | | 0か所 | | | | | | 0か所 |
| | 面積 | | | 変動面積 | | | | | | | 0ha | | | | | | 0ha |
| 身近な鳥獣 生息地 | 箇所 | | 43か所 | 箇所 | | | | | | | 1か所 | | | | | | 0か所 |
| | 面積 | | 11,574ha | 変動面積 | | | | | | | 15ha | | | | | | 0ha |
| 計 | 箇所 | 50か所 | 111か所 | 箇所 | | | | | | | 1か所 | | | | | | 0か所 |
| | 面積 | 15,000ha | 142,592ha | 変動面積 | | | | | | | 15ha | | | | | | 0ha |
| 本計画期間に区域縮小する鳥獣保護区 | | | | | | 本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する鳥獣保護区 | | | | | | 計画期間の 増減*(F) | 計画終了時の 鳥獣保護区** | | | | |
| H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 計(D) | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 計(E) | | | | | | |
| 1か所 | 1か所 | | | | 2か所 | 1か所 | | | | | 1か所 | ▲ 1か所 | 50か所 | * | | | |
| 44ha | 12ha | | | | 56ha | 631ha | | | | | 631ha | ▲ 687ha | 72,611ha | | | | |
| | | | | | 0か所 | | | | | | 0か所 | 0か所 | 3か所 | ** | | | |
| | | | | | 0ha | | | | | | 0ha | 0ha | 42,921ha | | | | |
| | | | | | 0か所 | | | | | | 0か所 | 0か所 | 13か所 | | | | |
| | | | | | 0ha | | | | | | 0ha | 0ha | 13,849ha | | | | |
| | | | | | 0か所 | | | | | | 0か所 | 0か所 | 1か所 | | | | |
| | | | | | 0ha | | | | | | 0ha | 0ha | 950ha | | | | |
| | | | | | 0か所 | | | | | | 0か所 | 0か所 | | | | | |
| | | | | | 0ha | | | | | | 0ha | 0ha | | | | | |
| | | | | | 0か所 | | | | | | 0か所 | 0か所 | 44か所 | | | | |
| | | | | | 0ha | | | | | | 0ha | 15ha | 11,589ha | | | | |
| 1か所 | 1か所 | | | | 2か所 | 1か所 | | | | | 1か所 | 0か所 | 111か所 | | | | |
| 44ha | 12ha | | | | 56ha | 631ha | | | | | 631ha | ▲ 672ha | 141,920ha | | | | |

ア 鳥獣保護区の指定計画

- (イ) 森林鳥獣生息地の保護区
(指定計画なし)
- (ロ) 大規模生息地の保護区
(指定計画なし)
- (ハ) 集団渡来地の保護区
(指定計画なし)
- (ニ) 集団繁殖地の保護区
(指定計画なし)
- (ホ) 希少鳥獣生息地の保護区
(指定計画なし)
- (ヘ) 生息地回廊の保護区
(指定計画なし)
- (キ) 身近な鳥獣生息地の保護区

(第2表)

| 年 度 | 指定所在地 | 名称 (予定) | 指定面積 | 指定期間 | 備 考 |
|--------|-------|----------|------|------|-----|
| 平成24年度 | 富士宮市 | 沼久保鳥獣保護区 | 15ha | 10年 | 指定済 |
| 計 | | 1か所 | 15ha | | |

イ 既指定鳥獣保護区の変更計画

(第3表)

| 年度 | 指定区分 | 鳥獣保護区 | 変更区分 | 指定面積の異動 (ha) | | | 変更後の指定期間 | 変更理由 | 備考 |
|----------|---------------|----------------|---------|--------------|--------|----------------------------|----------------------------|-------|----------------------------|
| | | | | 異動前の面積 | 異動面積 | 異動後の面積 | | | |
| H24 | 森林鳥獣生息地 | 愛鷹山 | 期間更新 | 3,848 | | 3,848 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 丸火 | 区域縮小 | 120 | ▲ 44 | 76 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 区域明確化 | 更新済 |
| | | 愛鷹山西 | 期間更新 | 510 | | 510 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 天城高原 | 期間更新 | 576 | | 576 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 須走 | 期間更新 | 312 | | 312 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 期間延長 | 更新済 |
| | | 東海自然歩道静岡 | 期間更新 | 4,545 | | 4,545 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 橘 | 期間更新 | 300 | | 300 | H24.11.1 ~ H29.10.31 (5年) | | 更新済 |
| | | 東海自然歩道春野 | 期間更新 | 6,500 | | 6,500 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 青少年旅行村 | 期間更新 | 118 | | 118 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 三ヶ日西部 | 期間更新 | 3,174 | | 3,174 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | 湖西連峰 | 廃止 | 631 | ▲ 631 | 0 | | イノシシ等被害 | 指定替 | |
| | 集団渡来地 | 遠州灘 | 期間更新 | 5,261 | | 5,261 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | 身近な鳥獣生息地 | 香貫山 | 期間更新 | 788 | | 788 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 谷津山 | 期間更新 | 110 | | 110 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 洞慶院 | 期間更新 | 340 | | 340 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 賤機山 | 期間更新 | 560 | | 560 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 二俣小学校野鳥愛護林 | 期間更新 | 24 | | 24 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 香貫山東 | 期間更新 | 400 | | 400 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 稲取自然観察の森 | 期間更新 | 16 | | 16 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 玉沢 | 期間更新 | 157 | | 157 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 浜北北西部 | 期間更新 | 822 | | 822 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | H25 | 森林鳥獣生息地 | 御殿場 | 期間更新 | 931 | | 931 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) |
| 大河内 | 期間更新 | | | 1,000 | | 1,000 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | | 更新済 |
| 井川湖 | 期間更新 | | | 2,810 | | 2,810 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | | 更新済 |
| 千葉山 | 期間更新 | | | 360 | | 360 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | | 更新済 |
| 大代 | 期間更新 | | | 1,059 | | 1,059 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | | 更新済 |
| 東海自然歩道川根 | 区域縮小 | | | 1,555 | ▲ 12 | 1,543 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | 区域明確化 | 更新済 |
| 東海自然歩道竜山 | 期間更新 | | | 659 | | 659 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | | 更新済 |
| 大規模生息地 | 富士山南 | | 期間更新 | 12,440 | | 12,440 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | | 更新済 |
| 集団渡来地 | 松見ヶ浦 | | 期間更新 | 172 | | 172 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | | 更新済 |
| 身近な鳥獣生息地 | 梅ヶ島中学校野鳥愛護林 | | 期間更新 | 110 | | 110 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | 清水和田島小学校野鳥愛護林 | | 期間更新 | 95 | | 95 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | 川根本町白羽の森 | | 期間更新 | 34 | | 34 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | | 更新済 |
| H26 | 森林鳥獣生息地 | 田中山 | 期間更新 | 123 | | 123 | H26.11.1 ~ H36.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 東海自然歩道森 | 期間更新 | 764 | | 764 | H26.11.1 ~ H36.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | 大規模生息地 | 千頭水窪 | 期間更新 | 29,128 | | 29,128 | H26.11.1 ~ H36.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | 身近な鳥獣生息地 | 天城中学校野鳥愛護林 | 期間更新 | 20 | | 20 | H26.11.1 ~ H36.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 須山小学校野鳥愛護林 | 期間更新 | 5 | | 5 | H26.11.1 ~ H36.10.31 (10年) | | 更新済 |
| | | 裾野市深良小学校野鳥愛護林 | 期間更新 | 16 | | 16 | H26.11.1 ~ H36.10.31 (10年) | | 更新済 |
| 磐田市東部 | | 期間更新 | 581 | | 581 | H26.11.1 ~ H36.10.31 (10年) | | 更新済 | |
| H27 | 森林鳥獣生息地 | 東海自然歩道北遠 | 期間更新 | 1,550 | | 1,550 | H27.11.1 ~ H37.10.31 (10年) | | |
| | | 大江片浜 | 期間更新 | 777 | | 777 | H27.11.1 ~ H37.10.31 (10年) | | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 細江公園山 | 期間更新 | 332 | | 332 | H27.11.1 ~ H37.10.31 (10年) | | |
| | | 伊東市八幡野小学校野鳥愛護林 | 期間更新 | 15 | | 15 | H27.11.1 ~ H37.10.31 (10年) | | |
| | | 気賀 | 期間更新 | 317 | | 317 | H27.11.1 ~ H37.10.31 (10年) | | |
| | | 市民の森浮橋 | 期間更新 | 13 | | 13 | H27.11.1 ~ H37.10.31 (10年) | | |
| H28 | 森林鳥獣生息地 | 湖西市大知波 | 期間更新 | 1,000 | | 1,000 | H28.11.1 ~ H38.10.31 (10年) | | |
| | | 口坂本 | 期間更新 | 1,740 | | 1,740 | H28.11.1 ~ H38.10.31 (10年) | | |
| | 集団渡来地 | 館山寺 | 期間更新 | 483 | | 483 | H28.11.1 ~ H38.10.31 (10年) | | |
| | | 大井川河口 | 期間更新 | 1,590 | | 1,590 | H28.11.1 ~ H38.10.31 (10年) | | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 伊豆市修善寺公園 | 期間更新 | 420 | | 420 | H28.11.1 ~ H38.10.31 (10年) | | |
| | | 賀茂中学校野鳥愛護林 | 期間更新 | 75 | | 75 | H28.11.1 ~ H38.10.31 (10年) | | |
| 合計 | 森林鳥獣生息地 | 23か所 | | 34,962 | ▲ 687 | 34,275 | | | |
| | 大規模生息地 | 2か所 | | 41,568 | | 41,568 | | | |
| | 集団渡来地 | 4か所 | | 7,506 | | 7,506 | | | |
| | 集団繁殖地 | 0か所 | | 0 | | 0 | | | |
| | 希少鳥獣生息地 | 0か所 | | 0 | | 0 | | | |
| | 生息地回廊 | 0か所 | | 0 | | 0 | | | |
| | 身近な鳥獣生息地 | 22か所 | | 5,250 | | 5,250 | | | |
| 総計 | 51か所 | | 89,286 | ▲ 687 | 88,599 | | | | |

2 特別保護地区の指定

(1) 方針

ア 指定に関する中長期的な方針

| 事業計画 | 特別鳥獣保護区指定の中長期的な方針 |
|-------------------------|---|
| 第11次 (H24. 4～H29. 3) | <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の保護又は鳥獣の生息地の保護を図る上で、生息環境の保全は極めて重要であることから、既指定の特別保護地区の適切な管理に努めるとともに、希少野生生物生息実態調査事業等の結果に基づいて、土地所有者等の理解を得ながら、特に保護を必要とする鳥獣の生息地を特別保護地区として指定できるよう努める。 既指定特別保護地区のうち、変更前の本計画期間において指定期間が満了となるものについては、野生鳥獣による農林水産業被害等の現状と地元利害関係者の意向を尊重しつつ、野生鳥獣の生息地、生息環境を安定して保全する観点から、土地所有者や地元利害関係者の理解が得られた地域について、再指定した。 変更後の本計画期間に指定又は再指定の計画はない。 |

【第10次の方針及び実績】

| 事業計画 | 特別鳥獣保護区指定の中長期的な方針・実績 |
|-------------------------|---|
| 第10次 (H20. 4～H24. 3) | <ul style="list-style-type: none"> 既指定の特別保護地区の適切な管理に努めるとともに、希少野生生物生息実態調査事業などの結果に基づいて、土地所有者等の理解を得ながら、特に保護を必要とする鳥獣の生息地を特別保護地区として指定できるよう努めた。 また、既指定特別保護地区のうち、本計画中に指定期間の満了となるものについては、引き続き指定（10年間）を行った。 計画終了時点では、鳥獣保護区特別保護地区の指定数は4か所、面積は6,041haである。 |

イ 指定区分ごとの方針

| 保護区の区分 | 指定方針 |
|------------------|---|
| (ア) 森林鳥獣生息地の保護区 | <ul style="list-style-type: none"> 良好な鳥獣の生息環境となっている区域について指定する。 |
| (イ) 大規模生息地の保護区 | <ul style="list-style-type: none"> 猛禽類や大型哺乳類を含む多様な鳥獣が生息し、当該保護区において必要と認められる中核的地区について指定する。 |
| (ウ) 身近な鳥獣生息地の保護区 | <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の誘致又は鳥獣保護思想の普及啓発上必要と認められる区域について指定する。 |

(2) 特別保護地区指定計画

(第4表)

| 区 分 | 特別保護地区 指定の目標 | 既指定特別保 護地区(A) | 本計画期間に指定する特別保護地区(再指定を含む) | | | | | | 本計画期間に区域拡大する特別保護地区 | | | | | | |
|--------------------|-----------------|------------------|--------------------------|-----------------------------|-------|---------|---------|------|--------------------|-----------------|---------|------------------------|---------|--|--|
| | | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 計(B) | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 計(C) | |
| 森林鳥獣 生息地 | 箇所 | 25か所 | 1か所 | 箇所 | 1か所 | | | | | | 1か所 | | | | |
| | 面積 | 7,300ha | 193ha | 変動面積 | 193ha | | | | | | 193ha | | | | |
| 大規模 生息地 | 箇所 | | 2か所 | 箇所 | | 1か所 | 1か所 | | | | 2か所 | | | | |
| | 面積 | | 5,813ha | 変動面積 | | 4,331ha | 1,482ha | | | | 5,813ha | | | | |
| 集団 渡来地 | 箇所 | | | 箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 面積 | | | 変動面積 | | | | | | | | | | | |
| 集団 繁殖地 | 箇所 | | | 箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 面積 | | | 変動面積 | | | | | | | | | | | |
| 希少鳥獣 生息地 | 箇所 | | | 箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 面積 | | | 変動面積 | | | | | | | | | | | |
| 生息地 回廊 | 箇所 | | | 箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 面積 | | | 変動面積 | | | | | | | | | | | |
| 身近な鳥獣 生息地 | 箇所 | | 1か所 | 箇所 | | | | | | | | | | | |
| | 面積 | | 35ha | 変動面積 | | | | | | | | | | | |
| 計 | 箇所 | 25か所 | 4か所 | 箇所 | 1か所 | 1か所 | 1か所 | | | | 3か所 | | | | |
| | 面積 | 7,300ha | 6,041ha | 変動面積 | 193ha | 4,331ha | 1,482ha | | | | 6,006ha | | | | |
| 本計画期間に区域縮小する特別保護地区 | | | | 本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する特別保護地区 | | | | | | 計画期間の 増減*(F) | | 計画終了時の 特別保護地区 ** | | * 箇所数については、B-E 面積については、B+C-D-E * 箇所数については、A+F 面積については、A+F | |
| H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 計(D) | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 計(E) | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 1か所 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 193ha | | |
| | | | | | | | | | | | | | 2か所 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 5,813ha | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | 1か所 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 35ha | | |
| | | | | | | | | | | | | | 4か所 | | |
| | | | | | | | | | | | | | 6,041ha | | |

(第5表)

| 年度 | 指定の対象となる鳥獣保護区 | | | | 特別保護地区 | | 特別保護指定区域 | | 備 考 |
|------------|---------------|---------------|----------|----------------------------|---------|----------------------------|----------|------|----------|
| | 指定区分 | 名称 | 面積 | 指定期間 | 指定面積 | 指定期間 | 指定面積 | 指定期間 | |
| 平成24 年度 | 森林鳥獣 生息地 | 愛鷹山 鳥獣保護区 | 3,848ha | H24.11.1 ～ H34.10.31 | 193ha | H24.11.1 ～ H34.10.31 | — | — | 再指定 済 |
| 平成25 年度 | 大規模 生息地 | 富士山南 鳥獣保護区 | 12,440ha | H25.11.1 ～ H35.10.31 | 4,331ha | H25.11.1 ～ H35.10.31 | — | — | 再指定 済 |
| 平成26 年度 | 大規模 生息地 | 千頭水窪 鳥獣保護区 | 29,128ha | H26.11.1 ～ H36.10.31 | 1,482ha | H26.11.1 ～ H36.10.31 | — | — | 再指定 済 |
| 計 | | 3か所 | 45,416ha | | 6,006ha | | | | |

3 休猟区の指定

(1) 方針

| 事業計画 | 休猟区指定の方針 |
|-----------------------|---|
| 第11次 (H24.4～H29.3) | <ul style="list-style-type: none"> 近年、野生鳥獣による農林水産業や生態系等への諸被害が増大している一方で、狩猟者の減少により狩猟による捕獲圧が弱まっており、狩猟鳥獣の著しい減少は認められない。 変更前の本計画期間において指定地はなく、変更後の本計画期間での新規指定の計画もしない。 ただし、状況が変化し、狩猟鳥獣の著しい減少の兆候が認められた場合には、周辺地域を含む指定予定地域の農林水産業被害等の状況を踏まえながら、必要に応じて休猟区の指定を行う。指定を行う際には、第二種特定鳥獣管理計画に基づき第二種特定鳥獣の狩猟を行うことができる特例制度の活用も考慮することとする。 |

(2) 休猟区指定計画
(指定計画なし)

- (3) 特例休猟区指定計画
(指定計画なし)

4 鳥獣保護区の整備等

(1) 方針

| 事業計画 | 鳥獣保護区の整備方針 |
|-----------------------|--|
| 第11次 (H24.4~H29.3) | <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護区内の自然条件を勘案し、それぞれの指定目的を促進するために必要な保護措置を講ずる。 区域界を明確にするため効果的な標識等の設置をするとともに、既設の各施設について、維持管理を含めた施設の充実を図る。 鳥獣保護管理員等による鳥獣の生息状況の調査や違法行為防止のため、計画的な巡視活動を実施する。 |

(2) 整備計画

ア 管理施設の整備

(第6表)

| 区分 | 現況 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|---------|----------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 標識類の整備 | 鳥獣保護区の必要に応じて設置 | <ul style="list-style-type: none"> 既設の設備の適正な維持管理に努める。 新設及び更新鳥獣保護区の必要に応じて設置する。 | | | | |
| 管理棟等の整備 | | <ul style="list-style-type: none"> 既設の各管理施設等について、適正な維持管理と施設の充実に努める。 | | | | |

イ 利用施設の整備

(第7表)

| 区分 | 現況 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------------|---|--|--------|--------|--------|--------|
| 観察路、観察舎等の整備 | 身近な鳥獣生息地の保護区を中心に自然とのふれあいを確保するため必要に応じて整備 | <ul style="list-style-type: none"> 身近な鳥獣生息地の保護区を中心に、人と野生鳥獣とのふれあいや環境教育の場を確保するため、鳥獣の保護上支障のない範囲内で、既設施設等の適正な維持管理と施設の充実に努める。 | | | | |
| その他の施設等の整備 | | | | | | |

ウ 調査、巡視等の計画

(第8表)

| 区分 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-------------|--|--------|--------|--------|--------|
| 管理員等 | 鳥獣保護区の箇所数(箇所) | 111 | 111 | 111 | 111 |
| | 鳥獣保護管理員の人数(人) | 87 | 87 | 87 | 87 |
| 管理のための調査の実施 | <ul style="list-style-type: none"> 計画的、効果的な巡視を行い、違法行為等の防止を図る。 区域内の鳥獣の生息状況及び標識類の現況を調査することにより、適正な管理に資する。 | | | | |

(3) 保全事業の実施

- 鳥獣保護区の指定後、環境変化等により鳥獣の生息環境が悪化し、指定目的及び鳥獣の生息状況に照らして必要があると認められる場合は、保全事業の実施により生息環境の改善に努める。
- 保全事業を実施する際には、対象となる区域の管理者をはじめとする関係機関や関係する計画と調整を図るものとする。

第3 鳥獣の人工増殖及び放鳥獣に関する事項

1 鳥獣の人工増殖

(1) 方針

ア 希少鳥獣等

- 平成15年度に発行した県版レッドデータブックに基づき、絶滅のおそれのある鳥獣及びこれに準ずる鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要のあるものについて、必要に応じて人工増殖に努める。

イ 狩猟鳥獣

- 変更後の本事業計画では変更前の本事業計画と同様、県内の養殖業者が行うキジの人工増殖について、以下の点に注意し、指導を行う。
 - (ア) 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて、野生から新たな個体の導入を図る。
 - (イ) 地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体のみを対象とする。
 - (ウ) 高病原性鳥インフルエンザ等の感染症対策について、衛生管理を徹底するとともに、個体の健康状態を確認する。

【第10次の方針・実績】

- 第10次鳥獣保護事業計画でも引き続き、県内の養殖業者が行うキジの人工増殖について、放鳥計画に見合う増殖が確保されるよう以下の点に注意し、指導を行った。
 - (ア) 近親交配による遺伝子の劣化を防ぐため、必要に応じて野生から新たな個体の導入を図る。
 - (イ) 地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥場所に生息する同一亜種のみを対象とする。

(2) 人工増殖計画

(第9表)

| 年 度 | 希少鳥獣等 | | 狩猟鳥獣 | | 備考 |
|-----------------------|-------|------|------|-----------------------------------|----|
| | 鳥獣名 | 実施方法 | 鳥獣名 | 実施方法 | |
| 平成24年度 ～ 平成28年度 | — | — | キジ | 県内の生産業者に対し、技術情報の提供、放鳥方法の改善指導等を行う。 | |

2 放鳥獣

(1) 方針

| 事業計画 | 放鳥獣の方針 |
|---------------------------------|--|
| 第11次 (H24. 4 ～ H29. 3) | ア 狩猟鳥獣 (ア) 鳥類 a 県による狩猟鳥の放鳥は、実施しない。 b 関係団体等が狩猟鳥の放鳥を実施する場合には、次の点に配慮するよう指導する。 (a) 放鳥する鳥類の種類についてはヤマドリ又はキジとし、数量については放鳥しようとする鳥類の生息状況の推移を勘案して設定する。 (b) 放鳥場所については、鳥獣保護区等の狩猟制限地区で放鳥しようとする鳥類の生息に適し、かつ、農作物等に被害を及ぼさないと予想される場所を選定する。 (c) 放鳥した鳥類の定着状況を調査するため、足環をつけて放鳥する。 (d) 地域個体群間の交雑を防ぐため、放鳥しようとする地域に生息する地域個体群に含まれる個体を放鳥する。 (イ) 獣類 ・ 獣類（希少種を除く。）については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、原則として放獣は行わない。 |

| | |
|--|---|
| | <p>イ 外来鳥獣等</p> <p>外来鳥獣等については、在来種との交雑、生息地や餌の競合等により、生態系をかく乱し生物多様性を損なうおそれがあるため、放鳥獣は行わない。</p> |
|--|---|

【第10次の方針・実績】

| 事業計画 | 放鳥獣の方針・実績 |
|---|---|
| <p>第10次 (H20.4 ～ H24.3)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、関係団体の協力を得てキジの放鳥を行った。 ・放鳥場所は、鳥獣保護区などの狩猟制限区でキジの生息に適し、かつ、農作物等に被害を及ぼさないと予想される場所を選定した。 ・放鳥したキジの生存日数等、データを集積するため足環をつけて放鳥した。 ・感染症等については、関係機関と連絡調整を密に行い、衛生管理の徹底を指導した。 ・獣類については、生態系に大きな影響を及ぼすおそれがあるため、原則として行わなかった。 |

- (2) 放鳥獣計画及び種鳥の入手計画
(放鳥計画なし)

第4 鳥獣の捕獲等及び鳥類の卵の採取等の許可に関する事項

1 鳥獣の区分と保護及び管理の考え方

| 鳥獣の区分 | 保護及び管理の考え方 |
|------------|---|
| (1) 希少鳥獣等 | <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」という。）第2条第4項により環境省令で定められた野生鳥獣、「環境省レッドリスト」及び「静岡県レッドリスト」に掲載されている野生鳥獣並びにこれに準ずる鳥獣とする。また、絶滅のおそれのある地域個体群についても必要に応じて希少鳥獣として取り扱う。 絶滅のおそれのある鳥獣及びこれに準ずる鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要のあるものについては、希少野生動植物保護条例に基づき、所要の経路を経て、指定希少野生動植物種に指定し、捕獲等の禁止を行うことを検討する。 |
| (2) 狩猟鳥獣 | <ul style="list-style-type: none"> 法第2条第7項により環境省令で定められた野生鳥獣とする。 被害防止の目的で捕獲等の対象となる狩猟鳥獣については、狩猟を活用しつつ、第二種特定鳥獣管理計画の策定及び実施により、地域個体群の存続を図りつつ被害防止を図るものとする。 狩猟鳥獣（外来鳥獣等は除く。）であっても、県内の生息状況を踏まえ、地域個体群の存続に支障が認められる場合には、法第12条に基づき所要の経路を経て、捕獲等の禁止又は制限を行う。 |
| (3) 外来鳥獣等 | <ul style="list-style-type: none"> 本来、国内に生息地を有しておらず、人為的に海外から導入され野生化した鳥獣及び国内において本来の生息地以外に人為的に導入され、生態系や農林水産業等に係る被害を生じさせている野生鳥獣とする。 生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響の把握に努め、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼす外来鳥獣等については、当該外来鳥獣等を根絶又は抑制するための積極的な捕獲を行う。 |
| (4) 指定管理鳥獣 | <ul style="list-style-type: none"> 全国的に生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣であって、生活環境、農林水産業又は生態系に深刻な被害を及ぼす鳥獣のうち、集中的かつ広域的に管理を図る必要がある鳥獣として、法第2条第5項により環境省令で定められた野生鳥獣とする。 生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響の把握に努め、必要に応じて、第二種特定鳥獣管理計画を策定し、県が指定管理鳥獣の捕獲等を実施する場合は、捕獲等の目標を設定して、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画書を作成した上で、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施するよう努める。 |
| (5) 一般鳥獣 | <ul style="list-style-type: none"> 希少鳥獣等、狩猟鳥獣、外来鳥獣等及び指定管理鳥獣以外の野生鳥獣とする。 生息状況、農林水産業への被害及び生態系等への影響の把握に努め、必要に応じて、希少鳥獣等又は狩猟鳥獣に準じた保護又は管理を行う。 |

2 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係る許可基準の設定

(1) 許可しない場合の基本的考え方

ア 捕獲後の処置計画等に照らし、明らかに捕獲の目的が異なると判断される場合。

イ 捕獲又は採取等によって、特定の鳥獣の地域個体群に絶滅のおそれを生じさせたり、絶滅のおそれを著しく増加させる等、鳥獣の保護に重大な支障を及ぼすおそれのある場合。

ただし、外来鳥獣等により生態系に係る被害が生じている地域又は新たに外来鳥獣等の生息が認められ、今後被害が予想される地域において、当該鳥獣による当該地域の生態系に係る被害を防止する目的で捕獲又は採取等をする場合は、この限りではない。

ウ 鳥獣の生息基盤である動植物相を含む生態系を大きく変化させる等、捕獲又は採取等によって生態系の保全に重大な支障を及ぼすおそれがある場合。

エ 捕獲又は採取等によって第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理に重大な支障を及ぼすおそれがあるような場合。

- オ 捕獲又は採取等の際し、住民の安全の確保、又は社寺境内、墓地における捕獲等を認めることによりそれらの場所の目的や意義の保持に支障を及ぼすおそれがある場合。
- カ 特定猟具使用禁止区域内で特定猟具を使用した捕獲等を行う場合であって、特定猟具を使用しなくても捕獲等の目的が達せられる場合、又は、特定猟具使用禁止区域内における特定猟具の使用に伴う危険の予防若しくは法9条第3項第4号に規定する指定区域（以下「指定区域」という。）の静穏の保持に著しい支障が生じる場合。
- キ 法第36条及び法施行規則第45条により危険猟法として規定される猟法により捕獲等を行う場合。ただし、法第37条の規定による環境大臣の許可を受けたものについては、この限りでない。
- ク 法第38条第2項に規定される住居集合地域等における銃猟により捕獲等を行う場合。ただし、法第38条の2の規定による県知事の許可を受けたものについては、この限りでない。

(2) 許可する場合の基本的考え方

ア 学術研究を目的とする場合

学術研究（環境省足環を用いる標識調査を含む。）を目的とする捕獲又は採取等は、当該研究目的を達成するために不可欠であって、適正な研究計画の下でのみ行われるものとする。

イ 鳥獣の保護を目的とする場合

(ア) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的

第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護を目的とした捕獲又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的・計画的な保護の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させること又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持するために必要な範囲内で行われるものとする。

(イ) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的

鳥獣行政事務担当職員が、職務上の必要があつて捕獲又は採取する場合。

(ロ) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的

鳥獣行政事務担当職員や鳥獣保護管理員等が、傷病鳥獣を保護する目的で捕獲する場合。

ウ 鳥獣の管理を目的とする場合

(ア) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的

鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。特に、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等については、積極的な有害鳥獣捕獲を促進することとする。

(イ) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整を目的とした捕獲又は採取等は、人と鳥獣との適切な関係の構築を目指した科学的かつ計画的な管理の一環として、生物の多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、地域個体群の長期にわたる安定的維持を図りつつ、その生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に縮小させるために必要な範囲内で行われるものとする。

エ その他特別な事由を目的とする場合

上記以外の特別な事由を目的とした捕獲又は採取等に関しては、原則として次の事由に該当するものを対象とする。なお、鳥獣の愛玩飼養については、鳥獣は本来自然のままに保護すべきであるという理念にもとるのみならず、鳥獣の乱獲を助長するおそれもあるので、愛玩のための飼養の目的で捕獲又は採取する場合は許可しないこととする。

(ア) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的

博物館、動物園等の公共施設において飼育展示するために捕獲又は採取する場合。

(イ) 養殖している鳥類の過度の近親交配の防止の目的

鳥類の人工養殖を行っている者が、遺伝的劣化を防止する目的で野生の個体を捕獲又は採取する場合。

- (ウ) 鵜飼漁業への利用の目的
鵜飼漁業者が漁業に用いるためにウミウ又はカワウを捕獲する場合。
- (エ) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的
伝統的な祭礼行事等に用いる場合。
- (オ) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護又は管理その他公益に資すると認められる目的
環境教育に利用する目的、環境影響評価のための調査、被害防除対策事業等のための個体の追跡を目的として捕獲又は採取等する場合等。

(3) わなの使用に当たっての許可基準

わなを使用した捕獲許可申請においては、以下の基準を満たすものとする。ただし、ア(ア)のくくりわなの輪の直径については、捕獲場所、捕獲時期、クマ類の生息状況等を勘案して、錯誤捕獲のおそれが少ないと判断される場合には、以下によらないことができるものとする。

ア 獣類の捕獲を目的とする許可申請の場合（ウの場合を除く。）

(ア) くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、原則として輪の直径が12センチメートル以内であり、締付け防止金具を装着したものであること。

(イ) とらばさみを使用した方法での許可申請の場合は、鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長は12センチメートルを超えないものであり、衝撃緩衝器具を装着したものであること。

イ イノシシ及びニホンジカの捕獲を目的とする許可申請の場合

くくりわなを使用した方法での許可申請の場合は、ア(ア)の規制に加えて、ワイヤーの直径が4ミリメートル以上であり、よりもどしを装着したものであること。

ウ ツキノワグマの捕獲を目的とする許可申請の場合

はこわなに限るものとする。

(4) 許可に当たっての条件の考え方

捕獲又は採取等の許可に当たっての条件は、期間の限定、捕獲する区域の限定、捕獲方法の限定、鳥獣の種類及び数の限定、捕獲物の処理の方法、捕獲又は採取等を行う区域における安全の確保・静穏の保持、捕獲を行う際の周辺環境への配慮及び適切なわなの数量の限定、見回りの実施方法等について付すものとする。

特に、住居と隣接した地域において捕獲等を許可する場合には、住民の安全を確保する観点から適切な条件を付すものとする。

また、第二種特定鳥獣管理計画に係る鳥獣の管理のために必要がある場合においては、適切な条件を付すものとする。

(5) 許可権限の市町長への移譲

適切かつ迅速な対応を図るため、鳥獣の生息数、分布等を踏まえた上で、種の存続を脅かされるおそれの少ない鳥獣については、引き続き「静岡県事務処理の特例に関する条例（平成11年静岡県条例第56号）」に基づき捕獲等の許可権限を市町に移譲する。

(6) 捕獲実施に当たっての注意事項

捕獲又は採取等の実施に当たっては、実施者に対して、錯誤捕獲や事故の発生防止に万全の対策を講じさせるとともに、事前に関係地域住民等への周知を図らせるものとする。

また、わなの使用に当たっては、以下の事項について措置されるようにする。

ア 法第9条第12項に基づき、猟具ごとに、見やすい場所に、住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識の装着等を行うものとする。ただし、捕獲に許可を要するネズミ・モグラ類の捕獲等の場合において、猟具の大きさ等の理由で用具ごとに標識を装着できない場合においては、猟具を設置した場所周辺に立て札等で標識を設置する方法によることもできるものとする。

イ ツキノワグマの生息地域であって錯誤捕獲のおそれがある場合は、地域の実情を踏まえつ

つ、ツキノワグマの出没状況を確認しながら、ツキノワグマが脱出可能な脱出口を設けたはこわなや囲いわなの使用や、餌付け方法等を工夫して錯誤捕獲を防止するよう指導するものとする。

(7) 捕獲物又は採取物の処理等

捕獲物等は、捕獲目的に照らして、特に次の点に注意し適正に処理するよう指導する。

ア 捕獲物等については、申請時にその処理方法を明らかにさせるとともに、原則、持ち帰ることとし、やむを得ない場合は、生態系に影響を与えないよう適切な方法で埋設することにより、山野に放置しないこと（適切な処理が困難な場合又は生態系に影響を及ぼすおそれが軽微である場合として法施行規則第19条で定められた場合を除く。）。

イ 捕獲物等が、鳥獣の保護及び管理に関する学術研究、環境教育等に利用できる場合は、努めて利用すること。

ウ 捕獲物等は、違法なものと誤認されないようにする。特に、ツキノワグマ及びカモシカについては、違法に輸入されたり国内で密猟された個体の流通を防止する観点から、目印標（製品タグ）の装着により、国内で適法に捕獲された個体であることを明確にすること。

エ 捕獲個体を致死させる場合は、できる限り苦痛を与えない方法によること。

オ 錯誤捕獲した個体については、原則として所有及び活用はできないこと、放鳥獣の検討を行うこと等をあらかじめ申請者に対して十分周知を図ること。ただし、錯誤捕獲された外来鳥獣等の放鳥獣は適切ではないことから、生態系等に被害を及ぼしている外来鳥獣等が捕獲される可能性がある場合には、あらかじめ捕獲申請を行うこと。

カ 狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲個体を生きたまま飼養又は譲渡する場合は、法令に基づき飼養登録を受けること。

(8) 捕獲又は採取等の情報の収集

鳥獣の保護及び管理の適正な推進を図る上で必要な資料を得るため適当と認める場合には、捕獲又は採取等の実施者に対し、実施した地点、日時、種名、性別、捕獲物又は採取物、捕獲努力量等についての報告を、必要に応じ写真又はサンプルの添付等を求めるものとする。また、錯誤捕獲の情報についても収集に努める。

(9) 保護の必要性が高い種又は地域個体群に係る捕獲許可の考え方

保護の必要性の高い希少鳥獣等の種又は地域個体群に係る捕獲許可は、特に慎重に取り扱うものとし、継続的な捕獲が必要となる場合は、生息数や生息密度の推定に基づき、捕獲数を調整する等、適正な捕獲が行われるよう指導する。

3 学術研究を目的とする場合

(1) 学術研究（研究目的・内容、許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法、捕獲又は採取等後の措置）

| 捕獲目的 | 許可権者 | 許可基準 | | | | | | |
|------|------|---|--|---|------|---|---|---|
| | | 研究の目的及び内容 | 許可対象者 | 鳥獣の種類・数 | 期間 | 区域 | 方法 | 捕獲又は採取等後の措置 |
| 学術研究 | 知事 | <p>研究の目的及び内容が、次のア～エのいずれにも該当すること。</p> <p>ア 主たる目的が、理学、農学、医学、薬学等に関する学術研究であること。ただし、学術研究が単に付随的な目的である場合は、学術研究を目的とした行為とは認めない。</p> <p>イ 鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取を行う以外の方法では、その目的を達成することができないと認められること。</p> <p>ウ 主たる内容が鳥獣の生態、習性、行動、食性、生理等に関する研究であること。また、長期にわたる研究の場合は、全体計画が適正なものであること。</p> <p>エ 研究により得られた成果が、学会、学術誌等により、原則として、一般に公表されるものであること。</p> | 理学、農学、医学、薬学等に関する調査研究を行う者又はこれらの者から依頼を受けた者 | 研究の目的を達成するために必要な種類又は数。ただし、外来鳥獣等については、この限りでない。 | 1年以内 | 研究の目的を達成するために必要な区域とし、原則として特定猟具使用禁止区域及び特定猟具使用制限区域（当該区域において特定猟具に指定されている猟具を使用する場合に限る。）並びに法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。 | <p>次の各号に掲げる条件に適合するものであること。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。</p> <p>ア 法第12条第1項又は第2項に基づき禁止されている猟法ではないこと。</p> <p>イ 殺傷又は損傷を伴う捕獲方法の場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。</p> | <p>原則として、次の各号に掲げる条件に適合するものであること。</p> <p>ア 殺傷等を伴う場合は、研究の目的を達成するために必要最小限と認められるものであること。</p> <p>イ 個体識別のため、指切り、ノーズタグの装着等の鳥獣の生態に著しい影響を及ぼすような措置を行わないこと。</p> <p>ウ 電波発信機、足環の装着等の鳥獣への負荷を伴う措置については、当該措置が研究の目的を達成するために必要であると認められるものであること。なお、電波発信機を装着する場合には、原則として、必要期間経過後短期間のうちに脱落するものであること。また、装着する標識が鳥獣観察情報の収集に広く活用できる場合には、標識の情報を公開するよう努めること。</p> |

(2) 標識調査（許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法）

| 捕獲目的 | 許可権者 | 許可基準 | | | | |
|------------------------|------|---|--|------|--|--------------------|
| | | 許可対象者 | 鳥獣の種類・数 | 期間 | 区域 | 方法 |
| 標識調査 (環境省足環を装着する場合) | 知事 | 国若しくは都道府県の鳥獣行政事務担当職員又は国若しくは都道府県より委託を受けた者（委託を受けた者から依頼された者を含む。） | 原則として、標識調査を主たる業務として実施している者においては、鳥類各種各2,000羽以内、3年以上継続して標識調査を目的とした捕獲許可を受けている者においては、同各1,000羽以内、その他の者においては同各500羽以内。ただし、特に必要が認められる種については、この限りでない。 | 1年以内 | 原則として、法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域は除く。ただし、特に必要が認められる場合は、この限りでない。 | 原則として、網、わな又は手捕とする。 |

4 鳥獣の保護を目的とする場合

(1) 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護の目的（許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法）

原則として以下の許可基準によるほか、第一種特定鳥獣保護計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

| 捕獲目的 | 許可権者 | 許可基準 | | | | |
|----------------------|------|--|--|---|-------------------------------------|---------------------------------|
| | | 許可対象者 | 鳥獣の種類・数 | 期間 | 区域 | 方法 |
| 第一種特定鳥獣保護計画に基づく鳥獣の保護 | 知事 | 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。）、第一種特定鳥獣保護計画に基づく事業の受託者、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者 | 第一種特定鳥獣保護計画の対象鳥獣。 第一種特定鳥獣保護計画の目標の達成のために適切かつ合理的な数（羽、頭、個）であること。 | 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な期間とすること。なお、複数年にわたる期間を設定する場合には、第一種特定鳥獣保護計画の内容を踏まえ適切に対応すること。 | 第一種特定鳥獣保護計画の達成を図るために必要かつ適切な区域とすること。 | 可能な限り対象鳥獣の殺傷等を防ぐ観点から適切な方法をとること。 |

(2) 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的（許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法）

原則として、以下の基準によるものとする。

| 捕獲目的 | 許可権者 | 許可基準 | | | | |
|--------------------|------|------------------------------------|----------------------|------|--------------|---|
| | | 許可対象者 | 鳥獣の種類・数 | 期間 | 区域 | 方法 |
| 鳥獣の保護に係る行政事務の遂行の目的 | 知事 | 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む。） | 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個） | 1年以内 | 申請者の職務上必要な区域 | 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。 |

- (3) 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的（許可対象者、鳥獣の種類・数、期間、区域、方法）
原則として、以下の基準によるものとする。

| 捕獲目的 | 許可権者 | 許可基準 | | | | |
|---------------------|------|---|----------------------|------|------------|---|
| | | 許可対象者 | 鳥獣の種類・数 | 期間 | 区域 | 方法 |
| 傷病により保護を要する鳥獣の保護の目的 | 知事 | 国又は地方公共団体の鳥獣行政事務担当職員（出先の機関の職員を含む）、鳥獣保護管理員その他特に必要と認められる者 | 必要と認められる種類及び数（羽、頭、個） | 1年以内 | 必要と認められる区域 | 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。 |

5 鳥獣の管理を目的とする場合

(1) 鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする場合

ア 有害鳥獣捕獲の基本的考え方

- 近年、野生鳥獣による農林水産物被害、生活環境の悪化、人身への危害及び自然生態系の攪乱等（以下「被害等」という。）が各地で生じており、農林水産業者等の深刻な問題となっている。
- 有害鳥獣捕獲は、被害等が現に生じている場合だけでなく、そのおそれがある場合についても許可するものとする。また、その捕獲は、原則として被害防除対策の実施によっても被害等が防止できないと認められるときに行うものとする。ただし、指定管理鳥獣、外来鳥獣等のうち特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（以下「外来生物法」という。）により特定外来生物に指定されている鳥獣及び環境省が要注意外来生物と示している鳥獣の有害鳥獣捕獲の場合における被害等及び被害防除対策については、この限りではない。
- 一方で、狩猟者及び農林水産業者の減少、高齢化により被害防除の実施がますます困難になることが予想される。
- このような状況の中、農林水産業等の健全な発展と鳥獣の保護及び管理との両立や、生態系被害の防止を図るため、関係部局と連携し、総合的かつ効果的な防除方法、狩猟を含む個体群管理等、鳥獣の適正な管理方法を検討し、所要の対策が講じられるよう努める。
- また、鳥獣による被害等が、未収穫物の放置等の人的要因による場合もあるため、被害等の防止の観点から、鳥獣の生態や習性に関する知識の普及や未収穫物の撤去等を含め、関係方面への周知徹底を図る。

イ 鳥獣による被害発生予察表

(7) 予察表

- 過去5年間の被害発生の状況を考慮して、予察捕獲許可対象鳥獣（加害鳥獣）、被害農林水産物等、被害発生時期及び被害発生地域は、第10表の予察表に示すとおりである。
- なお、この予察表の被害発生地域に該当する市町は、第10表及び第11表のとおりである。

予察表(市町長権限種)

| 許可権者 | 加害鳥獣名 | 被害農林水産物等 | 被害発生時期 | | | | | | | | | | | | 被害発生地域 | |
|-------------|------------------------------|--|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|---------------------------------------|---|
| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 市 町 長 | カルガモ | 水稲、航空機 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 浜松市、磐田市、焼津市、牧之原市 |
| | キジバト | 水稲、野菜類、果樹類、イモ類、豆類、芝、航空機 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 静岡市、浜松市、焼津市、掛川市、裾野市、牧之原市 |
| | ヒヨドリ | 水稲、野菜類、果樹類、穀類、イモ類、飼料 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 静岡市、熱海市、三島市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、裾野市、伊豆の国市、牧之原市、河津町、南伊豆町、西伊豆町、長泉町 |
| | ニューナイスズメ | 水稲、野菜類、果樹類、イモ類、家畜 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 静岡市、浜松市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、伊豆の国市、牧之原市 |
| | ムクドリ | 水稲、野菜類、果樹類、イモ類、家畜、家屋、騒音、生活環境 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 静岡市、浜松市、熱海市、富士宮市、磐田市、裾野市、伊豆の国市、函南町、長泉町 |
| | ミヤマガラス ハシボンガラス ハシブトガラス | 水稲、野菜類、果樹類、穀類、イモ類、豆類、茶、椎茸、飼料、家畜、家屋、航空機 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 静岡市、浜松市、沼津市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、御殿場市、袋井市、裾野市、湖西市、伊豆市、御前崎市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、西伊豆町、長泉町、小山町 |
| | カワラバト(ドバト) | 水稲、野菜類、果樹類、穀類、イモ類、豆類、家畜、家屋、糞、航空機 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 静岡市、浜松市、磐田市、焼津市、御殿場市、裾野市、湖西市、御前崎市、牧之原市、長泉町 |
| | ノウサギ | 野菜類、果樹類、イモ類、豆類、茶、スギ・ヒノキ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 静岡市、浜松市、磐田市、焼津市、下田市、河津町 |
| | ハクビシン | 野菜類、果樹類、イモ類、家畜、家屋 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、磐田市、焼津市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町、小山町、森町 |
| | イノシシ | 水稲、野菜類、果樹類、穀類、イモ類、豆類、芝、ワサビ、茶、筍、花木、椎茸、スギ・ヒノキ、ケヤキ、家畜、家屋、水路壁、畦畔、航空機 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、島田市、富士市、磐田市、焼津市、掛川市、藤枝市、御殿場市、袋井市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、菊川市、伊豆の国市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、函南町、長泉町、小山町、川根本町、森町 |
| | ニホンジカ | 水稲、野菜類、果樹類、穀類、イモ類、豆類、芝、ワサビ、茶、筍、椎茸、花卉、花壇植物、スギ・ヒノキ、ケヤキ、畦畔 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、御殿場市、下田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、西伊豆町、長泉町、小山町、川根本町、森町 |
| | ノイヌ | 水稲、野菜類、果樹類、イモ類、家畜、家屋 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 焼津市、裾野市、湖西市、伊豆の国市、牧之原市、長泉町 |
| | ノネコ | 水稲、野菜類、果樹類 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 焼津市、御殿場市、裾野市、伊豆の国市、長泉町 |
| | サル | 水稲、野菜類、果樹類、穀類、イモ類、豆類、筍、椎茸、家畜、家屋、人的被害 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、三島市、富士宮市、伊東市、富士市、磐田市、藤枝市、御殿場市、下田市、裾野市、湖西市、伊豆市、牧之原市、東伊豆町、河津町、南伊豆町、松崎町、長泉町、川根本町 |
| | タイワンリス | 野菜類、果樹類、椎茸、ヒノキ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 伊東市、東伊豆町、河津町 |
| | タヌキ | 水稲、野菜類、果樹類、穀類、イモ類、茶、鶏 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 静岡市、浜松市、沼津市、熱海市、磐田市、焼津市、藤枝市、御殿場市、裾野市、湖西市、伊豆市、牧之原市、河津町、森町 |
| キツネ | 野菜類、果樹類、イモ類、茶、鶏 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 静岡市、三島市、富士宮市、御殿場市、湖西市、牧之原市 | |
| アライグマ | 野菜類、果樹類 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 静岡市 | |
| アナグマ | 野菜類、果樹類、イモ類、豆類、家屋、生活環境の悪化 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 裾野市、伊豆市、伊豆の国市、西伊豆町 | |
| モグラ類 | 野菜類、芝、家屋、畦畔、堤防 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 浜松市、熱海市、富士宮市、磐田市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、長泉町、森町 | |
| ネズミ類 | 野菜類、果樹類、穀類、家屋 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 熱海市、富士宮市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、長泉町 | |

予察表(県知事権限種)

| 許可権者 | 加害鳥獣名 | 被害農林水産物等 | 被害発生時期 | | | | | | | | | | | | 被害発生地域 | |
|------|--------|-----------------------|--------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|--------|---|
| | | | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 県知事 | キジ | 野菜類、航空機 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 浜松市、焼津市、掛川市 |
| | ウソ | サクラ | ○ | | | | | | | | | | | | ○ | 小山町 |
| | コサギ | アユ、航空機 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 浜松市、焼津市、伊豆市、伊豆の国市 |
| | トビ | 航空機 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 浜松市、焼津市 |
| | ケリ | 航空機 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 浜松市、焼津市 |
| | カワウ | アユ、アマゴ、ニジマス、ウナギ、コイ、フナ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 静岡市、浜松市、富士宮市、島田市、伊豆市、伊豆の国市、西伊豆町、川根本町、森町 |
| | アオサギ | アユ、航空機 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 焼津市、伊豆の国市 |
| | ヒバリ | 航空機 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 浜松市 |
| | ツキノワグマ | スギ、ヒノキ、住宅地付近への出没 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | 静岡市、裾野市 |
| | ニホンリス | 椎茸 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 伊豆市 |

- ・ ただし、指定管理鳥獣、外来生物法により特定外来生物に指定されている鳥獣及び環境省が要注意外来生物と示している鳥獣の場合には、『予察情報台帳』及び『被害発生予察表』の作成を省略することができるものとする。
- ・ なお、予察表に係る被害等の発生状況については、原則毎年点検し、その結果に基づき予察捕獲の実施方法を調整する等、適切に対応すること。

ウ 住居集合地域等における麻酔銃猟の実施に当たっての留意事項

生活環境に係る被害の防止の目的で住居集合地域等において麻酔銃猟をする場合については、鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止を目的とする捕獲として法第9条第1項の規定による許可のほか、法第38条の2第1項の規定による県知事の許可を得るとともに、法第36条で使用を禁止されている麻酔薬を使用する場合においては、法第37条の規定による環境大臣の許可を得るものとする。

エ 鳥獣の適正管理の実施

(7) 方針

- ・ 農林水産物や生態系に被害を及ぼし、又は生活環境を悪化させる鳥獣を適正に管理するための総合的、効果的な防除方法については、関係部局と協力し対応するものとする。
- ・ 特に農林水産物被害が著しいニホンジカ、イノシシ、カモシカ及びカワウについて重点を置き、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進するために第二種特定鳥獣管理計画等を策定し、個体数管理のモニタリングをすることを目的として調査を実施する。

(イ) 防除方法の検討、個体数管理の実施等の計画

(第12表)

| 対象鳥獣名 | 年度 | 防除方法の検討、個体数管理の実施等 | 備考 |
|-------|-----------|---|----|
| ニホンジカ | 平成24～28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内全域でニホンジカによる野菜、稲、森林等への被害が著しく、個体数調整等の必要があるため、第二種特定鳥獣管理計画の策定及び生息状況、生態等の調査を実施する。 ・ また、個体数の増加を抑制するため、メスジカを優先的に捕獲する。 | |
| イノシシ | 平成24～28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内全域でイノシシによる野菜類、筍、稲田、果樹等への被害が著しく、個体数調整等の必要があるため、第二種特定鳥獣管理計画の策定及び生息状況、生態等の調査を実施する。 | |
| カモシカ | 平成24～28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 安倍川、大井川及び天竜川の流域の山間地でカモシカによる森林幼樹木等への被害が著しく、個体数調整等の必要があるため、第二種特定鳥獣管理計画の策定及び生息状況、生態等の調査を実施する。 | |
| カワウ | 平成24～28年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・ アユ等の被害を引き起こすとして内水面漁業で問題が顕在化しているカワウについて、生息数、営巣数等を調査し、効果的な防除方法の検討を行う。 | |

オ 有害鳥獣捕獲についての許可基準の設定

(7) 方針

| | 方針内容 |
|---|---|
| a | <ul style="list-style-type: none"> ・ 有害鳥獣捕獲許可は、農林水産物被害、生活環境の悪化、人身への危害、又は自然生態系の攪乱が、現に生じている場合だけでなくそのおそれがある場合に、その防止及び軽減の目的のために行うこととする。 ・ その際、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握し、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに許可することができる。 ・ なお、指定管理鳥獣及び外来鳥獣等による農林水産業又は生態系に係る被害等の防止を図る場合にあっては、当該鳥獣等の積極的な捕獲を図るものとする。 |
| b | <p>有害鳥獣捕獲は、次の2つに分かれる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 被害が起きた場合に被害の実態や捕獲内容の適正度等を申請に基づき審査して、許可を出す一般的な捕獲である「対処捕獲」。 |

| | |
|---|--|
| | <ul style="list-style-type: none"> ・常時捕獲を行い、生息数を低下させる必要があるほど強い害性があると認められ、被害のおそれのある場合に事前に計画を策定し、該当する種を一定数捕獲する「予察捕獲」。 |
| c | <ul style="list-style-type: none"> ・「対処捕獲」は、被害等の状況及び防除対策の実施状況を的確に把握した結果、現に被害等が生じており、原則として防除対策によっても被害等が防止できないと認められるときに行うことができる。 ・「予察捕獲」は、第10表及び第11表に記載された範囲内で実施するものとし、許可に当たっては「予察捕獲」であることを明記する等、「対処捕獲」と区別して許可を行うこと。 |
| d | <ul style="list-style-type: none"> ・1件の申請で複数の鳥獣の捕獲又は複数の方法による捕獲を申請する場合、許可日数の上限は、これらのうち最も短いものを適用することとする。 |
| e | <ul style="list-style-type: none"> ・許可基準は、過去の申請状況と捕獲実績とを比較するとともに、社会的要請にも配慮しながら定める。 |
| f | <ul style="list-style-type: none"> ・適切かつ迅速な対応を図るため、鳥獣の生息数、分布等を踏まえた上で、第13表の知事許可に掲げる鳥獣（鳥類の雛及び卵を除く。）の許可権限については、必要に応じ市町長の意向を尊重し、適切に移譲する。 |
| g | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲に伴う事故の発生防止や錯誤捕獲防止については、捕獲の依頼者と従事者双方の連携の下、事前打ち合わせの実施等による捕獲作業内容の情報共有を図った上で、万全の対策を講じるとともに、捕獲の実施に当たっては、広報紙や同報無線、看板等により事前に関係地域住民等への周知徹底を図ること。 |
| h | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲物については、申請時にその処理方法を明確にさせるとともに、原則として持ち帰らせ、やむを得ない場合には生態系に影響を与えない埋設処理等、適切な方法で対処させ、山野に放置することのないこと。 ・学術研究、環境教育等に利用できる場合は、努めて活用を図ること。 ・狩猟鳥獣以外の鳥獣の捕獲個体を生きたまま譲渡する場合は、飼養登録等の手続が必要になる場合があることを指導すること。 |

(イ) 許可基準

| | |
|---|---|
| a | <ul style="list-style-type: none"> ・許可することができる区域は、現に被害等が発生している区域又は申請年度の前年度以前に被害等が発生し、かつ、申請年度についても被害等の発生が予測される区域及びその隣接地とすること。ただし、指定管理鳥獣、外来生物法により特定外来生物に指定されている鳥獣及び環境省が要注意外来生物と示している鳥獣の捕獲許可区域については、この限りではない。 |
| b | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣ごと（鳥類の雛及び卵を除く。）の捕獲方法、許可日数及び申請1件当たりの捕獲羽（頭）数の上限は、第13表のとおりとする。ただし、外来生物法により特定外来生物に指定されている鳥獣及び環境省が要注意外来生物と示している鳥獣については、捕獲数の制限を設けないこととする。また、県版レッドデータブックに絶滅のおそれのある地域個体群として掲載されている種については、被害の発生状況を勘案して、事例ごとに判断することとする。 ・鳥類の雛及び卵の捕獲方法は、当該事例ごとに判断することとし、許可日数及び申請1件当たりの捕獲羽（個）数は必要な数とすること。 |
| c | <ul style="list-style-type: none"> ・法第12条第1項第3号の規定に基づき環境大臣が使用を禁止する猟法（禁止猟法）以外の猟法による場合に限り許可をすることができる。 ・ただし、次に掲げる事項については、この限りではない（許可可能）。 <ul style="list-style-type: none"> ○クマ、鳥類を捕獲するための「はこわな」の使用 ○同時に31以上のわなを使用する方法 ○第一東海自動車道（東名高速道路）の神奈川県境から愛知県境までの南側（海側）に位置する市町の区域で輪の直径が12センチメートルを超える「くくりわな」の使用。ただし、ニホンジカを捕獲する目的で、輪の直径が12センチメートルを超える「くくりわな」であって、ニホンジカ以外の鳥獣の錯誤捕獲を予防する仕様になっているもの（例：県森林・林業研究センターで開発した誘引式首くくりわな）を使用する場合にあっては、区域制限は設けない。 ○鋸歯がなく、開いた状態における内径の最大長が12センチメートル以内であり、 |

| | |
|---|---|
| | <p>かつ、衝撃緩衝器具を装着した「とらばさみ」の使用</p> <ul style="list-style-type: none"> 空気銃については、対象鳥獣を負傷させた状態で取り逃がす危険性があるため、大型獣類についてはその使用を認めない。ただし、大型獣類であっても、取り逃がす危険性の少ない状況において使用するプリチャージ式空気銃については、この限りでない。 |
| d | <ul style="list-style-type: none"> 既に許可された区域内において、同一の鳥獣及び同一の被害について継続して申請がある場合は、当該許可に係る捕獲結果を十分検証した上で次の許可をすること。 |
| e | <ul style="list-style-type: none"> 捕獲実施者の数は、被害等の発生状況に応じて複数又は単独かを適切に選択し、それに必要な人数とすること。 |
| f | <ul style="list-style-type: none"> 狩猟期間及び狩猟期間の前後15日間（狩猟期間が延長された鳥獣にあっては、延長された狩猟期間及び延長された狩猟期間の前後15日間）における許可は、農林水産業等に係る被害の防止の重要性にかんがみ、適切な期間で許可するものとし、あわせて、一般の狩猟や狩猟期間の延長と誤認されるおそれがないよう、許可を受けた者に対しては、捕獲区域の周辺住民等の関係者への事前周知を徹底させること。 |
| g | <ul style="list-style-type: none"> 許可を受けることができる者は、次の者とする。 <ul style="list-style-type: none"> ○環境大臣が定める法人、法第18条の5第2項第1号に規定する認定鳥獣捕獲等事業者、国及び地方公共団体（ただし、職員以外の者を従事者とする場合又は職員を従事者とし銃器を使用する場合は、狩猟免許を有する者であること。なお、法人に対する許可で銃器の使用以外の方法による場合であって、従事者の中に使用する猟具に応じた狩猟免許所持者が含まれ、かつ当該法人が従事者に対して講習会を実施することにより捕獲技術、安全性等が確保されていると認められる場合は、従事者の中に当該免許を所持していない職員以外の者を補助者として含むことができるものとする。この場合、当該免許を所持していない者は、当該免許所持者の監督下で捕獲の補助ができるものとする。） ○自衛官（ただし、銃器を使用する場合であって飛行場勤務を担当する部隊の長（これに準ずる者を含む。）があらかじめ当該飛行場における銃器使用者として指定した者） ○森林管理署職員（ただし、狩猟免許所持者又は森林管理署が行う狩猟に関する研修履修者（3年間有効）） ○次のいずれにも該当する者（法第2条第6項の規定に基づく猟具を使用する場合以外の場合にあっては(a)に該当する者） <ul style="list-style-type: none"> (a) 被害者又は被害者から依頼された者（ただし、外来生物法により特定外来生物に指定されている鳥獣及び環境省が要注意外来生物と示している鳥獣を捕獲する場合における許可を受けることができる者は、この限りではない。） (b) 申請年度若しくは申請年度の前年度に申請猟具による狩猟者登録の実績のある者、申請年度若しくは申請年度の前年度に申請猟具での有害鳥獣捕獲の許可実績がある者、又は申請猟具の免許取得後、申請年度若しくは申請年度の前年度に申請猟具での狩猟者登録又は有害鳥獣捕獲許可の実績がない者で、捕獲技術の優れた経験・実績のある者と共同で申請（網・わな猟に限る。）する者 (c) 狩猟共済又はこれと同等・同額以上のハンター保険に加入している者。ただし、被害者が所有又は占有する土地及びその周辺（当該土地から概ね10メートル以内の距離とする。）において、被害者自身が銃器以外の猟具（法第2条第6項の規定に基づく猟具に限る。）を使用する場合にあっては、この限りでない。 (d) 空気銃以外の銃器を使用する場合にあっては第一種銃猟免許を、空気銃を使用する場合にあっては第一種銃猟免許（平成12年4月16日以降に取得又は更新した場合に限る。）又は第二種銃猟免許を、銃器使用以外の方法（法第2条第6項の規定に基づく猟具を使用する場合に限る。）による場合にあっては網猟又はわな猟免許をそれぞれ所持する者 ○被害者又は被害者から依頼された者で、次に掲げる場合においては、狩猟免許の有無にかかわらず、法第9条第3項各号のいずれにも該当せず、捕獲した個体の適切な処分ができないと認められる場合を除き、許可することができる。ただし、次に掲げる場合であっても、可猟区域において狩猟期間中に狩猟鳥獣を捕獲する場合は、許可は不要である。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 住宅等の建物内における被害を防止する目的で当該建物内において、小型の |

はこわな若しくはつき網を用いて又は手捕りにより、小型の鳥獣を捕獲する場合
 (b) 農林業被害の防止の目的で農林業者（農業又は林業を行っている者であつて、農作物又は林産物の売り払いによって一定の収入を得て生計を立てている者をいう。）が自らの事業地内において、囲いわなを用いて鳥獣を捕獲する場合

(ウ) 許可条件

許可に当たっては、申請の内容に応じ、次に掲げる条件を付すること。

| | |
|---|--|
| a | ・捕獲に当たっては、鳥獣捕獲許可証又は従事者証を携帯し、かつ、腕章を装着すること。 |
| b | ・銃器以外の捕獲用具を使用する場合には、用具ごとに捕獲実施者の住所、氏名、電話番号、許可年月日及び許可番号、捕獲目的並びに許可有効期間を記載した標識を見やすい場所に装着すること。 |
| c | ・捕獲実施者には、被害等の発生地域の地理及び鳥獣の生息状況を把握している者を含めること。 |
| d | ・捕獲を実施する区域に指定猟法禁止区域（鉛散弾による銃猟）が含まれる場合は、当該区域内において鉛散弾を使用しないこと。 |
| e | ・法施行規則第7条第19項の「鳥獣捕獲報告書」のほか、鳥獣の保護管理の適正な推進を図る上で必要な資料として、行政庁から依頼があった場合には、捕獲個体の種ごとに、捕獲地点、日時、性別、捕獲物の処理等について報告を行うこと。 |

有害鳥獣捕獲の許可基準(市町長権限種)

| 許可権者 | 鳥獣名 | 許可基準 | | | | | | | 主な被害農林水産物等 |
|--------|------------|------------|------------|----------|--------------|-------------|----------------------------|--|------------------------------------|
| | | 方法 | 区域 | 時期 | 1件当りの許可日数の上限 | 1件当り捕獲羽(頭)数 | 許可対象者 | 注意事項 | |
| 市 | カルガモ | 銃器 | 発生地及びその隣接地 | 最も効果的な時期 | 3か月 | 30羽 | 第4、5(1)オ(イ)gの許可を受けることができる者 | 錯誤捕獲の防止 | 水稲 |
| | | 銃器以外 | | | 6か月 | 10羽 | | | 航空機の安全 |
| | キジバト | 銃器 | " | " | 3か月 | 300羽 | " | " | 水稲、野菜類、果樹類、イモ類、豆類、芝 |
| | | 銃器以外 | | | 6か月 | 100羽 | | | 航空機の安全 |
| | ヒヨドリ | 銃器 | " | " | 3か月 | 600羽 | " | " | 水稲、野菜類、果樹類、穀類、イモ類、飼料 |
| | | 銃器以外 | | | | | | | |
| | ニューナイスズメ | 銃器 | " | " | 3か月 | 600羽 | " | " | 水稲、野菜類、果樹類、イモ類、家畜 |
| | | 銃器以外 | | | | | | | |
| | ムクドリ | 銃器 | " | " | 3か月 | 600羽 | " | " | 水稲、野菜類、果樹類、イモ類、家畜、家屋、騒音、生活環境 |
| | | 銃器以外 | | | | | | | |
| | ミヤマガラス | 銃器 | " | " | 3か月 | 600羽 | " | " | 水稲、野菜類、果樹類、穀類、イモ類、豆類、茶、椎茸、飼料、家畜、家屋 |
| | | 銃器以外 | | | | | | | |
| | ハンボンガラス | 銃器 | " | " | 6か月 | 300羽 | " | " | 航空機の安全 |
| | | 銃器以外 | | | | | | | |
| | カワラバト(ドバト) | 銃器 | " | " | 3か月 | 600羽 | " | " | 水稲、野菜類、果樹類、穀類、イモ類、豆類、家畜、家屋、糞 |
| | | 銃器以外 | | | 6か月 | 200羽 | | | 航空機の安全 |
| | ノウサギ | 銃器 | " | " | 3か月 | 150頭 | " | " | 野菜類、果樹類、イモ類、豆類、茶、スギ・ヒノキ |
| | | 銃器以外 | | | | | | | |
| | ハクビシン | 銃器 | " | " | 3か月 | 30頭 | " | " | 野菜類、果樹類、イモ類、家畜、家屋 |
| | | 銃器以外 | | | | | | | |
| イノシシ | 銃器(*) | 制限なし | 制限なし | 6か月 | 100頭 | " | " | 水稲、野菜類、果樹類、穀類、イモ類、豆類、芝、ワサビ、茶、筍、花木、椎茸、スギ・ヒノキ、ケヤキ、家畜、家屋、水路壁、畦畔、航空機 | |
| | 銃器以外 | | | | | | | | |
| ニホンジカ | 銃器(*) | 制限なし | 制限なし | 6か月 | 300頭 | " | " | 水稲、野菜類、果樹類、穀類、イモ類、豆類、芝、ワサビ、茶、筍、椎茸、花卉、花壇植物、スギ・ヒノキ、ケヤキ、畦畔 | |
| | 銃器以外 | | | | | | | | |
| ノイヌ | 銃器 | 発生地及びその隣接地 | 最も効果的な時期 | 3か月 | 15頭 | " | " | 水稲、野菜類、果樹類、イモ類、家畜、家屋 | |
| | 銃器以外 | | | | | | | | |
| ノネコ | 銃器 | " | " | 3か月 | 15頭 | " | " | 水稲、野菜類、果樹類 | |
| | 銃器以外 | | | | | | | | |
| サル | 銃器 | " | " | 6か月 | 40頭 | " | " | 水稲、野菜類、果樹類、穀類、イモ類、豆類、筍、椎茸、家畜、家屋、人的被害 | |
| | 銃器以外 | | | | | | | | |
| タイワンリス | 銃器 | 制限なし | 制限なし | 12か月 | 制限なし | " | " | 野菜類、果樹類、椎茸、ヒノキ | |
| | 銃器以外 | | | | | | | | |
| ヌートリア | 銃器 | 制限なし | 制限なし | 12か月 | 制限なし | " | " | 水稲 | |
| | 銃器以外 | | | | | | | | |
| タヌキ | 銃器 | 発生地及びその隣接地 | 最も効果的な時期 | 3か月 | 30頭 | " | " | 水稲、野菜類、果樹類、穀類、イモ類、茶、鶏 | |
| | 銃器以外 | | | | | | | | |
| キツネ | 銃器 | " | " | 3か月 | 30頭 | " | " | 野菜類、果樹類、イモ類、茶、鶏 | |
| | 銃器以外 | | | | | | | | |
| アナグマ | 銃器 | " | " | 3か月 | 30頭 | " | " | 野菜類、果樹類、イモ類、豆類、家屋、生活環境の悪化 | |
| | 銃器以外 | | | | | | | | |
| アライグマ | 銃器 | 制限なし | 制限なし | 12か月 | 制限なし | " | " | 野菜類、果樹類 | |
| | 銃器以外 | | | | | | | | |
| ハリネズミ属 | 銃器 | 制限なし | 制限なし | 12か月 | 制限なし | " | " | 生態系の攪乱 | |
| | 銃器以外 | | | | | | | | |
| モグラ類 | わな | 発生地及びその隣接地 | 最も効果的な時期 | 6か月 | 100頭 | " | " | 野菜類、芝、家屋、畦畔、堤防 | |
| ネズミ類 | わな | " | " | 6か月 | 100頭 | " | " | 野菜類、果樹類、穀類、家屋 | |

銃器(*)：銃器の内、空気銃を除く。 ※申請は発生地区域単位とする。

有害鳥獣捕獲の許可基準（県知事権限種）

| 許可権者 | 鳥獣名 | 許可基準 | | | | | | | 主な被害農林水産物等 |
|---------------------|--------------|------|-------------|----------|--------------|-------------|----------------------------|----------------------------|------------|
| | | 方法 | 区域 | 時期 | 1件当りの許可日数の上限 | 1件当り捕獲羽(頭)数 | 許可対象者 | 注意事項 | |
| 県知事 | キジ | 銃器 | 発生地域及びその隣接地 | 最も効果的な時期 | 3か月 | 60羽 | 第4、5(1)オ(イ)gの許可を受けることができる者 | 錯誤捕獲の防止 | 野菜類 |
| | | 銃器以外 | | | 6か月 | 20羽 | | | 航空機の安全 |
| | ウソ | 銃器 | " | " | 3か月 | 60羽 | " | " | サクラの新芽 |
| | | 銃器以外 | | | | | | | |
| | コサギ | 銃器 | " | " | 3か月 | 15羽 | " | " | アユ |
| | | 銃器以外 | | | 6か月 | 5羽 | | | 航空機の安全 |
| | | 銃器 | | | | | | | |
| | ダイサギ | 銃器 | " | " | 6か月 | 5羽 | " | " | 航空機の安全 |
| | | 銃器以外 | | | | | | | |
| | トビ | 銃器 | " | " | 6か月 | 30羽 | " | " | 航空機の安全 |
| | | 銃器以外 | | | | | | | |
| | ケリ | 銃器 | " | " | 6か月 | 30羽 | " | " | 航空機の安全 |
| 銃器以外 | | | | | | | | | |
| カワウ | 銃器 | " | " | 6か月 | 300羽 | " | " | アユ、アマゴ、ニジマス、ウナギ、コイ、フナ | |
| | 銃器以外 | | | | | | | | |
| ツキノワグマ | 当該事例ごとに判断する。 | | | | | | | スギ、ヒノキ、住宅地付近への出没による人的被害の恐れ | |
| 上記以外の鳥獣(鳥獣の雛及び卵を含む) | 当該事例ごとに判断する。 | | | | | | | | |

銃器(*)：銃器の内、空気銃を除く。 ※申請は発生区域単位とする。

カ 有害鳥獣捕獲の適正化のための体制の整備等

(7) 方針

- 野生鳥獣による被害形態は広域的かつ多様化しており、被害防除効果を高めるためには予め捕獲隊を編成し、広域的かつ迅速な捕獲ができる体制を整えておく必要がある。なお、関係市町において、鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（以下「鳥獣被害防止特措法」という。）に基づく鳥獣被害対策実施隊が編成されている場合には、連携を図るものとする。
- 狩猟免許所持者の減少、高齢化等に対応した新たな捕獲体制を確立するため、関係部局と連携して、県、市町又は農林漁業団体の職員等に対して狩猟免許の取得を奨励する等、新たな捕獲の担い手として育成する取組を促進する。
- 捕獲者の捕獲効率を上げるために、効果的・効率的かつ安全な捕獲技術を情報収集・研究するとともに、その成果を普及させていく。
- イノシシ、サル、ニホンジカ等有害鳥獣対策を主目的とした被害防止対策協議会が市町において設置されているが、このような組織は、今後の被害防除対策を推進するうえで、その役割は極めて重要であるので、県としても、協議会が効率的に機能するよう関係部局で調整する。

(イ) 捕獲隊編成指導の対象鳥獣名及び対象地域

(第14表)

| 対象鳥獣名 | 対象地域 | 備考 |
|--------|------|----|
| すべての鳥獣 | 県内全域 | |

(ウ) 指導事項の概要

a 協議会の設置

毎年恒常的に被害を受ける地域にあつては、関係部局と調整し、市町、鳥獣保護管理員、農業協同組合、森林組合、地区猟友会等を構成員として組織する被害防止対策協議会

を設置すること。

b 捕獲計画

捕獲を効果的かつ適正に実施するための被害防止対策協議会において、「捕獲計画」を樹立すること。

c 捕獲の実施

- ・ 鳥獣被害が発生している地域においては、捕獲技術の優れた者、捕獲のための出動の可能な者等からなる捕獲隊を予め編成しておくこと。
- ・ 広域的に移動する可能性のある鳥獣による被害が発生した場合あるいは被害の発生が予想される場合は、市町の境界を越えた広域捕獲隊の編成、あるいは隣接する数市町で捕獲日を統一するなど、該当市町で常に連携を密にしておくこと。この場合において、県は効果的な捕獲が実施できるよう、関係市町との調整に当たるものとする。
- ・ 捕獲実施後には、捕獲による被害軽減効果を検証することとし、そのために、過去における被害状況を事前に確認しておくこと。

d 事故防止

捕獲に伴う事故の発生防止には、捕獲の依頼者と従事者双方の連携の下、万全の対策を講ずること。なお、市町等の申請者は、捕獲の実施に先立ち、捕獲区域の住民に対して、捕獲の趣旨、期間、方法等について周知徹底を図ること。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整の目的

鳥獣の数の調整を目的とした捕獲又は採取等の許可は、以下の許可基準によるほか、第二種特定鳥獣管理計画の目的が適正に達成されるよう行われるものとする。

| 捕獲の目的 | 許可権者 | 許可基準 | | | | | |
|------------------------|------|---|------------------|--|--|-------------------------------|---|
| | | 許可対象者 | 鳥獣の種類 | 鳥獣の数 | 捕獲期間 | 捕獲区域 | 捕獲方法 |
| 第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の数の調整 | 知事 | 第二種特定鳥獣管理計画に基づく事業を実施する国機関又は地方公共団体の長。 なお、従事者については、職員以外の者を従事者とする場合又は職員を従事者とし銃器を使用する場合は、狩猟免許を有する者であること。 | 第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣 | 第二種特定鳥獣管理計画の目標達成のために適切かつ合理的な数(羽、頭、個)であること。 | 原則として1年以内とし、狩猟期間は捕獲しないものとする。 ただし、第二種特定鳥獣管理計画の目標達成を図るために必要な場合はこの限りでない。 | 第二種特定鳥獣管理計画の達成を図るために必要かつ適切な区域 | 有害鳥獣の捕獲許可基準で定めた捕獲方法(第4、5(1)オ(イ) c)によるものとする。 |

6 その他特別の事由の場合

| 捕獲の目的 | 許可権者 | 許可基準 | | | | | |
|--|------|---|---|---|-------|---|---|
| | | 許可対象者 | 鳥獣の種類 | 鳥獣の数 | 捕獲期間 | 捕獲区域 | 捕獲方法 |
| (1) 博物館、動物園その他これに類する施設における展示の目的 | 知事 | 博物館、動物園等の公共施設の飼育・研究者又はこれらの者から依頼を受けた者 | 展示の目的を達成するために必要な種類 | 展示の目的を達成するために必要な数 | 6か月以内 | 原則として、法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域以外の区域。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。 | 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。 |
| (2) 養殖している鳥類の過度の近親交配を防止する目的 | 知事 | 鳥類の養殖を行っている者又はこれらの者から依頼を受けた者であり、かつ、静岡県を住所地とする者 | 人工養殖が可能と認められる種類 放鳥を目的とする養殖の場合は放鳥予定地の個体とする。 | 過度の近親交配の防止に必要な数 | 6か月以内 | 原則として、法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域以外の区域。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。 | 網、わな又は手捕 |
| (3) 鵜飼漁業への利用の目的 | 知事 | 鵜飼漁業者又はこれらの者から依頼を受けた者 | ウミウカワウ | 鵜飼漁業への利用の目的を達成するために必要な数 | 6か月以内 | | 手捕。ただし、他に方法がなく、やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。 |
| (4) 伝統的な祭礼行事等に用いる目的 | 知事 | 祭礼行事、伝統的な生活様式の継承に係る行為（いずれも、現在までに継続的に実施されてきたものに限る。）の関係者又はこれらの者から依頼を受けた者（登録狩猟等他の目的による捕獲又は採取により、当該行事等の趣旨が達成できる場合を除く。） | 伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な種類 | 伝統的な祭礼行事等に用いる目的を達成するために必要な数 行事等に用いた後は放鳥獣とする（致死させることによらなければ行事等の趣旨を達成できない場合を除く。） | 30日以内 | 原則として、法施行規則第7条第1項第7号イからチまでに掲げる区域以外の区域。ただし、特に必要が認められる場合はこの限りでない。 | 原則として、法第12条第1項又は第2項で禁止されている猟法は認めない。ただし、他の方法がなく、やむを得ない事由がある場合はこの限りでない。 |
| (5) 前各号に掲げるもののほか鳥獣の保護及び管理その他公益に資すると認められる目的 | 知事 | <ul style="list-style-type: none"> ・捕獲又は採取等の目的に応じて、個々の事例ごとに判断するものとする。 ・環境教育の目的、環境影響評価のための調査目的及び被害防除対策事業等のための個体の追跡の目的で行う捕獲又は採取等は、学術研究の捕獲許可基準に準じて取り扱うものとする。 | | | | | |

7 鳥類の飼養登録

(1) 方針

鳥類の違法な飼養が依然として見受けられること、愛玩のための飼養の目的による捕獲を禁止したことを踏まえ、鳥獣飼養登録制度の広報、宣伝及び巡回指導等の強化、また個体管理のための足環の装着等、適正な管理が行われるよう努める。

(2) 飼養適正化のための指導内容

- ・ 鳥類の飼養の適正化を図るため、機会あるごとに広報紙、ポスター等を活用して周知徹底を図るほか、鳥獣保護管理員等が巡回指導するとともに、繁殖期における野生鳥類の無許可捕獲・無登録飼養取締を実施する。
- ・ 登録票の発行が適正に行われるよう努める。
- ・ 現在、飼養登録されている個体については、その装着許可証（足環）の適正管理を図る。登録票の更新は、飼養個体と装着許可証（足環）を照合し確認した上で行うこととする。
- ・ 長期更新個体については、羽毛の光沢や虹彩色、行動の敏捷性等により高齢個体の特徴を視認すること等により、個体のすり替えが行われていないことを慎重に確認した上で更新を行うこととする。
- ・ 装着許可証（足環）の毀損等による再交付は原則として行わず、毀損時の写真、足の状況等により確実に同一個体と認められる場合にのみ行うものとする。

8 販売禁止鳥獣等の販売許可

(1) 許可の考え方

販売禁止鳥獣等の販売許可に当たっては、以下のア及びイのいずれにも該当する場合に許可することとする。

ア 販売の目的が法施行規則第23条に規定する目的に適合すること。

イ 捕獲したヤマドリを食用として販売する等、販売行為によって違法捕獲又は捕獲物の不適切な処理が増加し、個体数の急速な減少につながり、その保護に重大な支障を及ぼすおそれのあるものでないこと。

(2) 許可の条件

販売許可証を交付する条件には、販売する鳥獣の数量、所在地及び販売期間、販売した鳥獣を放鳥獣する場合の場所（同一地域個体群）等を付することとする。

第5 特定猟具使用禁止区域、特定猟具使用制限区域、猟区、指定猟法禁止区域及び鳥獣捕獲禁止区域に関する事項

1 特定猟具（銃器又はわな）使用禁止区域の指定

(1) 方針

| 事業計画 | 特定猟具使用禁止区域の指定方針 |
|---------------------------------|---|
| <p>第11次 (H24. 4～H29. 3)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、危険の回避を図り、狩猟の安全性に対する県民の信頼を確保するため、下記の事項に重点をおき、区域の指定、拡大及び再指定を進める。 ・なお、特定猟具使用禁止区域の性格から、計画外の地域においても必要と認められる場合にあっては、地元市町、警察等と連携を図り、適時適切な対応を図るものとする。 ・廃止する場合又は指定更新しない場合においては、区域解除に伴う危険発生の予防や静穏環境の保持に支障がないことに配慮するものとする。 <p>【重点事項】</p> <p>ア 計画期間内に指定期間が満了する区域は、原則として再指定する。</p> <p>イ 市街化区域及びその周辺については、危険防止のため区域の指定に努める。</p> <p>ウ 学校、病院、公園、運動場等多数の利用者が見込まれる施設及びその周辺、並びに自転車道、遊歩道等のレクリエーション施設及びその周辺については、危険防止のため区域の指定に努める。</p> <p>エ 期間の設定に当たっては、できるだけ長期の設定を図る。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既指定特定猟具使用禁止区域のうち、変更前の本計画期間において指定期間が満了となるものについては、特定猟具の使用に伴う危険防止の観点から、地元利害関係者の意向を尊重しつつ、理解が得られた地域について、再指定した。 |

【第10次の方針・実績】

| 事業計画 | 特定猟具使用禁止区域の指定方針・実績 |
|---------------------------------|--|
| <p>第10次 (H20. 4～H24. 3)</p> | <ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、危険の回避を図り、狩猟の安全性に対する県民の信頼を確保するため、下記の事項に重点をおき、区域の指定、拡大及び再指定を進めた。 ・なお、特定猟具使用禁止区域の性格から、計画外の地域においても必要と認められる場合にあっては、地元市町、警察等と連携を図り適時適切な対応を図るものとした。 <p>【重点事項】</p> <p>ア 計画期間内に指定期間が満了する区域は、原則として再指定した。</p> <p>イ 市街化区域及びその周辺については、危険防止のため区域の指定に努めた。</p> <p>ウ 学校、公園、運動場等多数の利用者が見込まれる施設、及びその周辺、並びに自転車道、遊歩道等のレクリエーション施設及びその周辺については、危険防止のため区域の指定に努めた。</p> <p>エ 期間の設定に当たっては、できるだけ長期の設定を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成23年度末現在、銃器の使用を禁止する区域として、102か所、33,773haが指定されている。 |

(2) 特定猟具使用禁止区域指定計画

(第15表)

| 区 分 | | 既指定区域(A) | 本計画期間に指定する区域 | | | | | | | 本計画期間に区域拡大する区域 | | | | |
|----------------|-----|----------|--------------|------|-------------------------|-----|-----|------|-------|----------------|------------|---------|----------|-----------------|
| | | | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 計(B) | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 計(C) |
| 銃猟禁止区域 | 箇所 | 102か所 | 箇所 | 2か所 | | | | | 2か所 | | | 1か所 | | 1か所 |
| | 面積 | 33,773ha | 変動面積 | 64ha | | | | | 64ha | | | 86ha | | 86ha |
| わな猟禁止区域 | 箇所 | 0か所 | 箇所 | | | | | | 0か所 | | | | | 0か所 |
| | 面積 | 0ha | 変動面積 | | | | | | 0ha | | | | | 0ha |
| 本計画期間に区域縮小する区域 | | | | | 本計画期間に廃止又は期間満了により消滅する区域 | | | | | 計画期間の増減*(F) | 計画終了時の区域** | | | |
| H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 計(D) | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 計(E) | | | |
| | | | | | 0か所 | | | | 1か所 | 1か所 | 2か所 | 0 | 102か所 | * 箇所数については、B-E |
| | | | | | 0ha | | | | 551ha | 115ha | 666ha | ▲ 516ha | 33,257ha | 面積については、B+C-D-E |
| | | | | | 0か所 | | | | | | 0か所 | 0 | 0か所 | ** 箇所数については、A+F |
| | | | | | 0ha | | | | | | 0ha | 0 | 0ha | 面積については、A+F |

(3) 特定猟具使用禁止区域指定内訳

(第16表)

| 年度 | 所在地 | 名称 | 特定猟具名 | 指定面積(ha) | 指定期間 | 備考 |
|-----|-------------|----------------|-------|----------|----------------------------|------|
| H24 | 伊豆の国市 | 柿沢川 | 銃猟 | 93 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 磐田市 | 太田川 | 銃猟 | 60 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 磐田市 | 塩新田 | 銃猟 | 21 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 菊川市 | 東富田 | 銃猟 | 235 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 菊川市 | 前岡 | 銃猟 | 3 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 静岡市 | 安倍川、蘘科川 | 銃猟 | 1,040 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 島田市 | 大津谷川 | 銃猟 | 119 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 島田市、藤枝市、焼津市 | 大井川マラソンコースリパティ | 銃猟 | 982 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 浜松市 | 吹上 | 銃猟 | 147 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 浜松市 | 佐浜古人見湖岸 | 銃猟 | 72 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 浜松市 | 安間川 | 銃猟 | 206 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 浜松市 | 伊佐見 | 銃猟 | 255 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 浜松市 | 庄内湖 | 銃猟 | 32 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 東伊豆町 | 三菱熱川別荘地 | 銃猟 | 316 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 袋井市 | 原野谷川・逆川合流部 | 銃猟 | 60 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 三島市、沼津市 | 灰塚 | 銃猟 | 77 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 南伊豆町 | 青野川 | 銃猟 | 53 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 浜松市 | 伊左地隠ヶ谷川 | 銃猟 | 21 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 新規 |
| | 浜松市 | 和地花川 | 銃猟 | 43 | H24.11.1 ~ H34.10.31 (10年) | 新規 |
| | 計 | 19か所 | | 3,835 | | |
| H25 | 伊豆市、東伊豆町 | 遠笠山 | 銃猟 | 126 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 磐田市 | 竜洋北 | 銃猟 | 108 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 掛川市 | 大淵地区 | 銃猟 | 91 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 掛川市 | 野賀地区 | 銃猟 | 9 | H25.11.1 ~ H32.10.31 (7年) | 再指定済 |
| | 掛川市 | 藤塚地区 | 銃猟 | 16 | H25.11.1 ~ H32.10.31 (7年) | 再指定済 |
| | 菊川市 | 上倉沢 | 銃猟 | 37 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 菊川市 | 千枚田 | 銃猟 | 17 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 湖西市 | 新所 | 銃猟 | 59 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 静岡市 | コシヤ沢温泉 | 銃猟 | 68 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 西伊豆町 | 黄金崎 | 銃猟 | 17 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 浜松市 | 庄内半島東 | 銃猟 | 111 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 浜松市 | 庄内半島西 | 銃猟 | 238 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 浜松市 | 松島 | 銃猟 | 44 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 袋井市 | 宇刈地区 | 銃猟 | 180 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 藤枝市 | 烏帽子山周辺 | 銃猟 | 617 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 牧之原市、吉田町 | 片岡原 | 銃猟 | 210 | H25.11.1 ~ H35.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 計 | 16か所 | | 1,948 | | |
| H26 | 伊東市 | 伊東市対島 | 銃猟 | 1,184 | H26.11.1 ~ H36.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 菊川市 | 高田ヶ丘 | 銃猟 | 25 | H26.11.1 ~ H31.10.31 (5年) | 再指定済 |
| | 静岡市 | 安倍川河口 | 銃猟 | 286 | H26.11.1 ~ H36.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 浜松市 | 観音山 | 銃猟 | 327 | H26.11.1 ~ H36.10.31 (10年) | 再指定済 |
| | 浜松市 | 宇布見 | 銃猟 | 86 | | 区域拡大 |
| | 計 | 5か所 | | 1,908 | | |

(第16表)

| 年度 | 所在地 | 名称 | 特定猟具名 | 指定面積 (ha) | 指定期間 | 備考 | |
|-----|------|--------------|-------|-----------|----------------------------|----------------------------|-----|
| H27 | 下田市 | 田牛 | 銃猟 | 80 | H27.11.1 ~ H37.10.31 (10年) | 再指定 | |
| | 下田市 | 田牛南 | 銃猟 | 60 | H27.11.1 ~ H37.10.31 (10年) | 再指定 | |
| | 沼津市 | 浮島沼東 | 銃猟 | 460 | H27.11.1 ~ H37.10.31 (10年) | 再指定 | |
| | 浜松市 | 三方原 | 銃猟 | 4,418 | H27.11.1 ~ H37.10.31 (10年) | 再指定 | |
| | 浜松市 | 中川 | 銃猟 | 1,356 | H27.11.1 ~ H37.10.31 (10年) | 再指定 | |
| | 浜松市 | 三ヶ日町大崎 | 銃猟 | 397 | H27.11.1 ~ H37.10.31 (10年) | 再指定 | |
| | 浜松市 | 渡ヶ島 | 銃猟 | 120 | H27.11.1 ~ H37.10.31 (10年) | 再指定 | |
| | 浜松市 | 天竜林業高校演習林 | 銃猟 | 94 | H27.11.1 ~ H37.10.31 (10年) | 再指定 | |
| | 袋井市 | 笠原 | 銃猟 | 164 | H27.11.1 ~ H37.10.31 (10年) | 再指定 | |
| | 牧之原市 | 牧之原市静波海岸 | 銃猟 | 184 | H27.11.1 ~ H37.10.31 (10年) | 再指定 | |
| | 牧之原市 | 勝間田坂部 | 銃猟 | 2,906 | H27.11.1 ~ H32.10.31 (5年) | 再指定 | |
| | | 計 | 11か所 | | 10,239 | | |
| | H28 | 掛川市 | 千浜 | 銃猟 | 52 | H28.11.1 ~ H38.10.31 (10年) | 再指定 |
| 河津町 | | 見高 | 銃猟 | 358 | H28.11.1 ~ H38.10.31 (10年) | 再指定 | |
| 湖西市 | | 太田入出 | 銃猟 | 427 | H28.11.1 ~ H38.10.31 (10年) | 再指定 | |
| 菊川市 | | 菊川カントリークラブ周辺 | 銃猟 | 168 | H28.11.1 ~ H33.10.31 (5年) | 再指定 | |
| 菊川市 | | 和田公園周辺 | 銃猟 | 62 | H28.11.1 ~ H33.10.31 (5年) | 再指定 | |
| 松崎町 | | 高通山 | 銃猟 | 120 | H28.11.1 ~ H33.10.31 (5年) | 再指定 | |
| 静岡市 | | 浅畑 | 銃猟 | 562 | H28.11.1 ~ H33.10.31 (5年) | 再指定 | |
| | | 計 | 7か所 | | 1,749 | | |
| 合計 | | 58か所 | | 19,679 | | | |

2 特定猟具使用制限区域の指定

(1) 方針

- ・ 特定猟具使用制限区域は、休猟区指定解除直後で狩猟者の集中的入猟が予想される地域について、危険防止の観点から必要に応じ指定するものである。
- ・ 本県では、現在該当地域がないため指定は見合わせる。しかし、計画期間中に指定の必要性が生じた場合には、指定について前向きに検討する。

(2) 特定猟具使用制限区域指定計画

(指定計画なし)

(3) 特定猟具使用制限区域指定内訳

(指定計画なし)

3 猟区設定のための指導

(1) 方針

- ・ 猟区は、狩猟技術を高め、秩序ある管理された狩猟を実現するために設定されており、ハンターの資質を高めるためにも猟区設定に努めるものとする。
- ・ 現在、本県においては富士宮市に1か所「西富士猟区」があるのみで、平成25年度に期間満了を迎えたが、地元市町等の意向を踏まえて、再設定を認可した。
- ・ 猟区を活用した狩猟初心者の育成について、必要に応じて狩猟団体等とも連携した取組を検討する。

(2) 設定指導の方法

設定指導については、次の事項に考慮する。

- ・ 管理運営には、狩猟に必要な技術と能力を有する狩猟免許を受けている者又は狩猟者団体等からの協力を受けること。
- ・ 会員制等の特定な者のみが利用する形態をとらず、狩猟者登録を受けた多数の狩猟者が、公平かつ平等に利用できるよう担保されるものであること。

- ・ 近隣で保護され繁殖している狩猟鳥獣に過度に依存する地域設定は行わず、猟区内での鳥獣の保護繁殖が適正に図られていること。
- ・ 第二種特定鳥獣管理計画に係る第二種特定鳥獣の管理に支障が生じないものであること。

4 指定猟法禁止区域の指定

(1) 方針

- ・ 指定猟法禁止区域については、地域の鳥獣を保護する見地から、その鳥獣の保護のために必要な区域であって環境大臣の指定する区域以外の区域について知事が指定する。
- ・ 現在、本県においては、「天竜川下流域指定猟法禁止区域（鉛製散弾の使用禁止、8156ha、無期限）」を1か所指定しているが、特に、鉛製銃弾による鳥獣の鉛中毒が発生しているか、あるいは発生するおそれのある区域については、鉛中毒の状況を把握、分析し、関係機関等との調整を図り、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定を進める。
- ・ 鉛製銃弾以外であって、地域の鳥獣の保護の見地からその鳥獣の保護のために必要が生じたときには、科学的かつ客観的な情報の収集、分析を行い、関係機関等との調整を行いつつ、必要に応じて指定猟法禁止区域の指定に努める。

(2) 指定計画

(指定計画なし)

5 鳥獣捕獲禁止区域の指定

(1) オスイタチ捕獲禁止区域

ア 方針

- ・ 野ネズミの繁殖を抑制するため、天敵であるオスイタチの捕獲を禁止する。
- ・ 現在、本県においては1か所「富士山麓オスイタチ捕獲禁止区域（99,806ha）」があり、平成27年度に期間満了を迎えるが、再指定に当たっては、ネズミによる農林業被害の発生状況と地元市町や森林管理署等の関係者の意向を確認することとする。

イ オスイタチ捕獲禁止区域指定計画

(第17表)

| 年度 | 区域指定所在地 | 区域名称 | 指定面積(ha) | 指定期間 | 備考 |
|--------|-----------------------|-----------------|----------|------|----|
| 平成27年度 | 富士宮市、富士市、裾野市、御殿場市、小山町 | 富士山麓オスイタチ捕獲禁止区域 | 99,806 | 10年 | |
| 計 | | 1か所 | 99,806 | | |

(2) 狩猟鳥獣（著しい被害を与える鳥獣を除く）捕獲禁止区域の指定

ア 方針

- ・ 鳥獣の保護を図る必要がある地区であって、イノシシやニホンジカなど一部の狩猟鳥獣による農林水産業被害が著しい地域について、捕獲の対象となる加害鳥獣を指定し、それ以外の狩猟鳥獣の捕獲を禁止する「狩猟鳥獣（著しい被害を与える鳥獣を除く）捕獲禁止区域」を指定する。
- ・ 既設の鳥獣保護区において、狩猟鳥獣による被害が著しい場合で、鳥獣保護区の期間更新等の同意が得られない場合は、期間を限定して鳥獣保護区から「狩猟鳥獣（著しい被害を与える鳥獣を除く）捕獲禁止区域」に指定替えするよう努める。ただし、指定期間の満了時に、狩猟鳥獣（著しい被害を与える鳥獣を除く）捕獲禁止区域指定の効果を検証し、捕獲の対象とした加害鳥獣による農林水産業被害の軽減が認められない場合は地元の同意を得て再指定し、被害の軽減が認められる場合には、地元の意向を踏まえて、原則として鳥獣保護区に再度指定するよう努めるものとする。

イ 狩猟鳥獣（著しい被害を与える鳥獣を除く）捕獲禁止区域指定計画

(第18表)

| 年度 | 区域指定所在地 | 区域名称 | 指定面積(ha) | 指定期間 | 備考 |
|--------|---------|-------------------------------------|----------|------|-------|
| 平成24年度 | 掛川市 | 桜木上垂木狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域 | 1,090 | 3年 | 再指定済 |
| 平成24年度 | 湖西市 | 湖西連峰狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、ハクビシンを除く）捕獲禁止区域 | 631 | 3年 | 新規指定済 |
| 平成26年度 | 掛川市 | 東山口狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域 | 1,350 | 3年 | 再指定済 |
| 平成26年度 | 菊川市 | 西方狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域 | 193 | 3年 | 再指定済 |
| 平成27年度 | 掛川市 | 桜木上垂木狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカを除く）捕獲禁止区域 | 1,090 | 3年 | 再指定 |
| 平成27年度 | 湖西市 | 湖西連峰狩猟鳥獣（イノシシ、ニホンジカ、ハクビシンを除く）捕獲禁止区域 | 631 | 3年 | 再指定 |
| 計 | | 4か所 | 3,264 | | |

※指定箇所数及び指定面積は、実指定箇所数及び実指定面積である。

第6 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成に関する事項

1 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の作成の目的

第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画（以下第6において「特定計画」という。）は、対象とする鳥獣の地域個体群について、科学的知見を踏まえながら幅広い関係者の合意を図りつつ明確な保護又は管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理及び被害防除対策の保護事業又は管理事業を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護又は管理を広域的・継続的に推進し、鳥獣の保護又は管理を図ることにより、人と鳥獣との適切な関係の構築に資することを目的として作成するものとする。

2 対象鳥獣

(1) 第一種特定鳥獣保護計画の対象鳥獣

対象とする鳥獣は、生息数の著しい減少又は生息地の範囲の縮小、生息環境の悪化や分断等により地域個体群としての絶滅のおそれが生じている鳥獣であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持及び保護を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に増加させ、若しくはその生息地を適正な範囲に拡大させる、又はその生息数の水準及びその生息地の範囲を維持する必要があると認められるものとする。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画の対象鳥獣

対象とする鳥獣は、生息数の著しい増加又は生息地の範囲の拡大により、顕著な農林水産業被害等の人とのあつれきが深刻化している鳥獣、自然生態系のかく乱を引き起こしている鳥獣等であって、生物多様性の確保、生活環境の保全又は農林水産業の健全な発展を図る観点から、当該鳥獣の地域個体群の安定的な維持を図りつつ、当該鳥獣の生息数を適正な水準に減少させ、又はその生息地を適正な範囲に減少させる必要があると認められるものとする。

3 特定計画期間

計画期間は、生息動向等の変化に機動的に対応できるよう、原則として3～5年間程度とする。なお、上位計画である鳥獣保護管理事業計画との整合を図るため、原則として鳥獣保護管理事業計画の有効期間内で設定するものとする。

特定計画が終期を迎えたときには、特定計画の達成の程度に関する評価を行い、その結果を踏まえて特定計画の継続の必要性を検討し、必要な改定を行うものとする。

また、特定計画の有効期間内であっても、特定計画の対象となる鳥獣の生息状況等に大きな変動が生じた場合等は、必要に応じて特定計画の改定等を検討するものとする。

4 対象地域

特定計画の対象地域は、原則として当該地域個体群が分布する地域を包含するよう定めるものとし、行政界や明確な地形界を区域線として設定するものとする。

なお、特定計画の対象とする地域個体群が、県の行政界を越えて分布する場合には、県内における分布域を包含するよう対象地域を定め、特定計画の作成及び実施に当たっては、整合の取れた目標を設定し、連携して保護又は管理を進めることのできるように、関係都道府県間で協議・調整を行うものとする。

5 保護又は管理の目標

保護又は管理の目標の設定に当たっては、科学的な知見及び各地の実施事例に基づき適正な保護又は管理の目標を設定できるよう、あらかじめ当該地域個体群の生息動向、生息環境、被害状況、捕獲状況等について必要な調査を行うものとする。

目標の設定は、適切な情報公開及びモニタリングの実施やその結果を保護事業又は管理事業へ反映するというフィードバックシステムの導入の下、科学的な不確実性の補完及び専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ問題解決的な姿勢で進めるものとする。さらに設定された目標については、保護事業又は管理事業の実施状況や、モニタリングによる特定計画の保護又は管理の目

標の達成状況の評価を踏まえて、順応的に見直しを行うものとする。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画の保護の目標

当該地域個体群の生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の保護の目標を設定するものとする。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標

当該地域個体群の生息数、生息密度、分布域、確保すべき生息環境、被害等の程度等の中から、当該地域の個体群の生息状況、被害等の実態及び地域の特性に応じた必要な事項を選択して、生息数の適正な水準及び生息地の適正な範囲等の管理の目標を設定するものとする。

なお、特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、科学的な知見に基づき適正な目標を設定できるよう、あらかじめ当該鳥獣による被害状況や当該鳥獣の捕獲数の推移を把握するとともに、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測を実施し、必要な捕獲数を把握するものとする。これらを踏まえて管理の目標として適切な指標等を設定するとともに、定期的に管理の目標の進捗状況等をモニタリングして評価を行い、その結果を踏まえて管理の目標を見直すことに努めるものとする。

また、生息環境管理及び被害防除対策についても、地域の農林業等に関する計画等との連携を通じて、適切な目標を設定するよう努めるものとする。

6 保護事業又は管理事業

(1) 第一種特定鳥獣保護計画の保護事業

第一種特定鳥獣保護計画の目標を達成するための施策として、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる保護事業を、幅広い関係主体が参画、連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町や地域社会等の意見等も踏まえ、総合的・体系的に実施するものとする。

なお、鳥獣被害対策は、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生の未然防止に努める等、効果的な保護事業に取り組むものとする。捕獲等により対応する場合においては、その必要性を慎重に判断するものとする。

ア 個体群管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲又は採取等の抑制による個体群管理（総生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。）を行うものとする。

個体群管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲又は採取等の数の配分の考え方を第一種特定鳥獣保護計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、年度ごとの捕獲又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするものとする。あわせて、これらの個体群管理を実行する場合に必要なきめ細やかな狩猟制限の調整や捕獲許可基準の設定等の措置を講じ、また、狩猟による捕獲等と許可による捕獲又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体群管理に関する調査方法の統一化により、実施状況を関係者で共有し、調整を行いつつ、目標達成を図るものとする。

なお、被害防止の目的の捕獲等を行う場合にあっては、地域個体群の安定した存続を確保する上で特に重要な生息地については、必要に応じて捕獲又は採取等を禁止し、又は抑制的に実施する措置を講じるものとする。

また、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可能な限り、歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。

イ 生息環境管理

当該地域個体群の長期にわたる安定的な維持及び保護を図るため、その生息状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、河川の良い環境と生物生産力の復元及び特に重要な生息地においては森林の育成等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。

また、特に生息環境として重要な地域については、極力鳥獣保護区又は休猟区に指定し、さらに保全の強化を図るため、鳥獣保護区特別保護地区の指定を検討するものとする。また、各種土地利用が行われるに当たっては、必要に応じて採餌・繁殖条件に及ぼす影響を軽減するた

めの配慮を求めるものとする。

ウ 被害防除対策

第一種特定鳥獣による被害があつて、被害防除対策を実施する場合には、個体群管理や生息環境管理の施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、関係部局や地域の関係機関・関係者の協力を得て実施するものとする。

なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて構造の改良や組み合わせ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図るものとする。

(2) 第二種特定鳥獣管理計画の管理事業

第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するための施策として、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の多岐にわたる管理事業を、幅広い関係主体が参画、連携し、地域個体群の生息状況、鳥獣による農林水産業等への被害を受けている市町や地域社会等の意見等も踏まえ、総合的・体系的に実施するものとする。

なお、鳥獣被害対策は、捕獲のみによる対応では不十分であるとの考えの下、適切な目標設定による生息環境管理及び被害防除対策を実施することにより、被害発生未然防止に努める等、効果的な管理事業に取り組むものとする。

ア 個体群管理

地域個体群の長期にわたる安定的な維持を図るため、設定された目標を踏まえて、適切な捕獲又は採取等の推進による個体群管理（総生息数、生息密度、分布域、年齢構成等様々な側面を含む。）を行うものとする。

個体群管理に当たっては、年次別・地域別の捕獲又は採取等の数の配分の考え方を第二種特定鳥獣管理計画において明示するとともに、毎年のモニタリングの結果等を踏まえ、年度ごとの捕獲又は採取等の数及びその算定の考え方等を実施計画において明らかにするものとする。あわせて、これらの個体群管理を実行する場合に必要なきめ細やかな狩猟制限や捕獲許可基準の緩和等の措置を講じ、また、狩猟による捕獲等と許可による捕獲又は採取等の数、場所、期間、方法等の個体群管理に関する調査方法の統一化により、実施状況を関係者で共有し、調整を行いつつ、目標達成を図るものとする。

なお、モニタリングの用に供するよう捕獲報告の内容を充実するとともに、可能な限り、歯、角等のサンプルの提供を受ける体制を整備するものとする。

イ 生息環境管理

当該地域個体群の長期にわたる生息状況の適正化を図るため、その生息状況を踏まえ、鳥獣の採餌環境の改善、里地里山の適切な管理、耕作放棄地や牧草地の適切な管理等を実施することにより、生息環境管理の推進を図るものとする。その際には、関係する地域計画等との実施段階での連携を図るものとする。

ウ 被害防除対策

被害防除対策は、被害の未然防止を図るための基本的な手段であり、また、個体群管理や生息環境管理の効果を十分なものとするうえで不可欠な手段であることから、これらの施策と連携を図りつつ実施するものとする。具体的な内容としては、防護柵や防鳥網等による予防、忌避剤や威嚇音等による追い払い、生ごみや未収穫作物の適切な管理、耕作放棄地の解消等による鳥獣の誘引防止等を、対象地域や鳥獣の特性を考慮しつつ、関係部局や地域の関係機関・関係者の協力を得て実施するものとする。

なお、侵入防護柵等の設置については、地域が一体となって、現地の状況に応じて構造の改良や組み合わせ等により効果的な実施に努めるとともに、維持管理の徹底を図るものとする。

7 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施に関する事項

(1) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目的

指定管理鳥獣による生息環境、農林水産業又は生態系に対する被害の動向、県内における指定管理鳥獣の捕獲数及び生息数の動向（個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測

等)、指定管理鳥獣の生息数と被害の関連性等の観点から、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するに当たって、既存の個体群管理のための事業に加えて、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施することが必要な場合に実施するものとする。

(2) 実施期間

実施期間については、第二種特定鳥獣管理計画の計画期間内で定めるものとし、また、原則として1年以内とするものとする。なお、対象鳥獣の生態、地域の実情等に応じて適切な期間で設定するものとする。

(3) 実施区域

実施区域については、指定管理鳥獣捕獲等事業の対象とする地域名を定めるものとする。

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の目標

指定管理鳥獣捕獲等事業の目標については、指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画に基づく捕獲等の効果等を検証・評価できるよう、指定管理鳥獣捕獲等事業による捕獲数等を過去の捕獲等の実績、個体数推定及びそれを基にした可能な限りの将来予測等に基づき定めるものとし、必要に応じて、生息数や生息密度、生息域、被害量等についても目標を定めても差し支えないものとする。なお、目標については、第二種特定鳥獣管理計画の管理の目標との関係を明確にするとともに、指定管理鳥獣捕獲等事業の進捗状況や達成度を評価できるよう、具体的に定めるよう努めるものとする。

(5) 指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価

指定管理鳥獣捕獲等事業の実施方法及び実施結果の把握並びに評価については、第二種特定鳥獣管理計画と整合を図るよう留意し、実施の時期、方法等を簡潔に定めるものとする。

8 特定計画の策定計画

本計画期間内における特定計画の策定計画は、次のとおりとする。

(1) 第一種特定鳥獣保護計画の策定計画

(策定計画なし)

(2) 第二種特定鳥獣管理計画の策定計画

(第19表)

| 計画策定年度 | 第二種特定鳥獣管理計画策定の目的 | 対象鳥獣の種類 | 計画の期間(予定) | 対象区域 | 備考 |
|--------|---|---------|------------------------------|--------------------------------------|--------------------|
| 平成23年度 | カモシカ、ニホンジカ及びイノシシによる農林業や生態系への被害等が増大しており、早急な対策が求められている。 | カモシカ | H24. 4. 1 ～ H29. 3. 31 | カモシカによる被害が顕著である南アルプス地域 個体群の生息する区域 | 平成26 年度変更 |
| 平成23年度 | こうした加害鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画を定め、科学的・計画的な保護管理を推進し、人との適切な関係の構築することを目的とする。 | ニホンジカ | H24. 4. 1 ～ H29. 3. 31 | 県内全域 | 平成26 年度 拡充変更 |
| 平成23年度 | こうした加害鳥獣について、第二種特定鳥獣管理計画を定め、科学的・計画的な保護管理を推進し、人との適切な関係の構築することを目的とする。 | イノシシ | H24. 4. 1 ～ H29. 3. 31 | 県内全域 | 平成26 年度変更 |

9 実施計画の作成に関する方針

- ・ 特定計画の目標を効果的・効率的に達成するため、必要に応じて、検討会等において検討、協議をした上で実施計画を作成する。
- ・ 実施計画の作成に当たっては、関係市町の鳥獣被害防止特措法に基づく被害防止計画等との整合を図るものとする。なお、第二種特定鳥獣管理計画の実施計画を策定する場合であって、当該実施計画の対象地域において、第二種特定鳥獣管理計画の目標を達成するために指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合においては、当該実施計画と指定管理鳥獣捕獲等事業実施計画との整合を図るものとする。

10 モニタリングの実施に関する方針

第一種特定鳥獣又は第二種特定鳥獣の地域個体群の生息動向（個体数、生息密度、分布域、性別構成、年齢構成、食性、栄養状態等）、生息環境、被害等の程度等のうち、特定計画の目標の達成状況の評価において必要な項目についてモニタリングし、特定計画の進捗状況を点検するとともに、実施計画を作成する場合については、その検討に反映（フィードバック）させるものとする。特に、第二種特定鳥獣については、個体群管理の基礎となる捕獲情報（鳥獣種、捕獲数（雌雄別、幼成獣別）、捕獲場所等）について、確実な情報収集に努めるものとする。

なお、既存の調査結果等の活用や、同一地域個体群に係る隣接都道府県等との連携等、モニタリングの実施に係る効率化に努めることとする。

また、モニタリング及び科学的な側面についての評価を行うに当たっては、鳥獣の管理に関する知識や技術を持った認定鳥獣捕獲等事業者を活用するとともに、必要に応じて外部の専門家と連携して実施するよう努めることとする。

11 特定計画の実行体制の整備

特定計画に基づく保護又は管理を適切に進めるため、学識経験者、関係行政機関、農林水産業団体、狩猟者団体、自然保護団体、地域住民等からなる検討会又は連絡協議会等を設置し、調査研究、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等を実施し得る体制を整備し、総合的な実施を図るとともに、必要に応じて大学・研究機関及び鳥獣の研究者との連携により、保護又は管理の科学的・計画的な実施に努めることとする。

また、県、市町においては、鳥獣の保護及び管理に精通した人材を育成し、施策の一貫性が確保される体制を整備するよう努めるものとする。特に、指定管理鳥獣捕獲等事業を実施する場合には、適切かつ効果的に事業を実施するため、県は鳥獣の管理に関する専門的職員を配置するよう努めるとともに、大学、研究機関、鳥獣の管理の専門家等との連携により、指定管理鳥獣捕獲等事業に関する実施計画の作成、捕獲等の実施、結果の評価、生態系等への影響の把握等を実施し得る体制を整備するよう努めるものとする。

なお、保護及び管理を推進していく上で、地域住民の理解や協力は不可欠であることから、生態に関する情報や被害予防についての方策等の普及啓発を促進するものとする。

第7 鳥獣の生息状況の調査に関する事項

1 基本方針

- ・ 野生鳥獣は、多様な生態系を構成する重要な要素であり、人間の生活に様々な恵みをもたらすかけがえのない存在である。しかし、近年、開発に伴う自然環境の改変等による生息地の減少や乱獲によって絶滅が懸念される種が存在する一方で、生息範囲の拡大や生息数の増加によって生活環境、農林水産業又は生態系に被害を及ぼす種も存在し、人間の生存基盤が危うくなるおそれすらある。
- ・ こうした中、野生鳥獣を絶滅から守り、生物多様性の保全と持続可能な利用を図る適切な保護又は管理を行うためには、各種調査による生息実態の把握が必要不可欠である。このため必要な調査を効果的に実施するとともに、関係資料の収集・整備に努める。
- ・ また、各種調査の精度向上、標準化のため、試験研究機関、博物館及び専門研究者との連携を図りながら、効果的な調査が行われるよう努める。

2 鳥獣保護対策調査

(1) 方針

- ・ 県内に生息する鳥獣のうち、保護対策及び被害対策上重要な種について、その保護及び管理の指針とするために、生息実態等の調査を行う。
- ・ 調査の実施に当たっては、関係機関との連携を図りつつ、被害対策調査の結果を活用する等、既存の情報の収集に努めるものとする。

(2) 鳥獣生息分布調査

県内に生息する鳥獣のうち、農林水産物等に被害を与える等、人とのあつれきが生じ、管理が必要となることが考えられる種について、アンケートを中心とした生息分布調査を行い、生息分布の変動を把握する。

(第20表)

| 対象鳥獣名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 調査地域 | 調査時期 |
|-------|---------|---------------------------------|----------------------------------|------|
| カモシカ | H24～H28 | 生息密度調査、被害状況調査 | カモシカによる被害が顕著である南アルプス地域個体群の生息する区域 | 通年 |
| ニホンジカ | H24～H28 | 生息密度調査、GPSテレメトリー追跡調査等 | 県内全域 | 通年 |
| ニホンザル | H24～H28 | 文献調査等 | 熱海地区等 | 通年 |
| イノシシ | H24～H28 | 被害状況調査・狩猟者等を対象としたアンケート調査 | 県内全域 | 通年 |
| カワウ | H24～H28 | 個体数調査、営巣数調査、聞き取り調査、各河川飛来数カウント調査 | 県内全域 | 通年 |

(3) 希少鳥獣等保護調査

県版レッドデータブックに基づき、絶滅のおそれのある鳥獣及びこれに準ずる鳥獣のうち、特に個体数が少なく保護を図る必要のあるものについて、県版レッドデータブック改訂のための生息等実態調査結果を活用するなどして、分布、生息数、生息環境、生態等を把握することに努めるものとする。

(4) ガン・カモ・ハクチョウ類一斉調査

県内に所在するガン・カモ・ハクチョウ類の渡来地について、その越冬状況を明らかにするために、種ごとに生息数や生態を調査する。

(第21表)

| 対象地域名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 備考 |
|--------------|---------|-------------------------|----|
| 静岡市等 35市町 | H24～H28 | 鳥獣保護団体に委託してカウント調査を実施する。 | |

3 鳥獣保護区等の指定・管理等調査

(第22表)

| 区分 | 調査年度 | 調査の種類・方法 | 備考 |
|------|------|---|----|
| 新規指定 | 指定年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・文献調査又は聞き取り調査を行い、生息する鳥獣の種類、生息環境等を把握する。必要に応じ、現地調査も行う。 ・関係部局・市町の協力を得て、鳥獣被害等の状況を把握する。 | |
| 期間更新 | 更新年度 | <ul style="list-style-type: none"> ・鳥獣の生息状況について、聞き取り調査又は現地調査を行い、指定効果を把握する。 ・関係部局・市町の協力を得て、鳥獣被害等の状況を把握する。 | |

4 狩猟対策調査

(1) 方針

狩猟の適正化を推進するため、狩猟者の実態、狩猟鳥獣の生息状況等について調査する。

(2) 狩猟鳥獣生息調査

- ・ 狩猟者に義務付けられている、捕獲したすべての鳥獣について、種名、捕獲数、捕獲場所（位置図上のメッシュコード）の報告を徹底させ、生息情報の把握に努める。
- ・ 提供された情報を地図に落すことにより、視覚的資料にし、生息分布や地域ごとの種の多寡を把握する。
- ・ ニホンジカ及びイノシシについては、生息状況や個体数増減の傾向等を把握するため、狩猟者から上記の捕獲数等の報告に加えて、出猟月日、出猟地域、目撃頭数、出猟人数、捕獲個体の性別、わなの設置数等の情報の収集に努める。

(第23表)

| 対象鳥獣 | 調査年度 | 調査内容、調査方法 | 備考 |
|-------|---------|--|----|
| 全狩猟鳥獣 | H24～H28 | 狩猟者からのメッシュごとの捕獲数の報告により地図を作成し、増減及び生息数を調査する。 | |

(3) 放鳥効果測定調査

関係団体等がヤマドリ又はキジの放鳥を実施する場合には、標識を装着し、回収された標識から放鳥した地域での定着度合い等を明らかにするよう指導することとし、その情報の収集に努める。

(4) 狩猟実態調査

狩猟者からのアンケート方式により、キジ、ヤマドリの可猟地域における狩猟実態を把握する。

(第24表)

| 対象種類 | 調査年度 | 調査内容、調査方法 | 備考 |
|------------|---------|--|----|
| キジ ヤマドリ | H24～H28 | <ul style="list-style-type: none"> ・キジ、ヤマドリの「出合数調査」の実施 ・必要に応じ狩猟者に対する「アンケート調査」の実施 | |

5 鳥獣管理対策調査

(1) 方針

生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害等を及ぼす有害鳥獣の防除方法の確立に資するため、主要な有害鳥獣の生息状況や生態等を調査するとともに、被害状況については、関係部局等が連携しながら把握することとし、被害発生メカニズムを明らかにするよう努める。

(2) 調査の概要

(第25表)

| 対象鳥獣名 | 調査年度 | 調査方法・内容 | 備考 |
|--------|---------|--|----|
| カモシカ | H24～H28 | 被害等の発生状況、生息数、行動圏、食性、繁殖状況、生息環境等のうち、被害対策技術の開発のために必要な項目について調査及び情報収集を行う。 | |
| ニホンジカ | H24～H28 | | |
| ニホンザル | H24～H28 | | |
| イノシシ | H24～H28 | | |
| カワウ | H24～H28 | | |
| ツキノワグマ | H24～H28 | 有害鳥獣捕獲された個体から、捕獲場所、性別、食性、年齢査定等について調査する。 | |

第8 鳥獣保護管理事業の実施体制の整備に関する事項

1 鳥獣行政担当職員

(1) 方針

鳥獣保護管理事業計画、鳥獣の生息状況、狩猟者数等を勘案し、鳥獣保護管理事業の実施に支障のないよう配慮する。

(2) 設置計画

(第26表)

| 区分 | 現況 | | | 計画終了時 | | | 備考 |
|-----|---|----|---|-------|----|---|--|
| | 専任 | 兼任 | 計 | 専任 | 兼任 | 計 | |
| 本庁 | くらし・環境部環境局 自然保護課 鳥獣捕獲管理班 野生生物保護班 | 6 | 6 | 7 | | 7 | 本庁・事務所の業務分担 【本庁】 1 鳥獣保護管理事業計画の策定 2 鳥獣保護区等の指定、変更、廃止等の告示 3 環境審議会鳥獣保護部会に対する諮問 4 法第76条第1項の規定による司法警察員について検事正との協議及び指名 5 狩猟免許の取消、効力の停止及び狩猟者登録の抹消 6 狩猟免許試験及び狩猟免許更新のための適性検査並びに講習実施に関する必要事項の公表 7 狩猟者登録証の交付（県外者） 8 第一種特定鳥獣保護計画及び第二種特定鳥獣管理計画の策定 9 認定鳥獣捕獲等事業者の認定 10 鳥獣保護管理思想の普及啓発 【事務所】 1 狩猟免許試験及び狩猟免許更新のための適性検査並びに講習実施 2 狩猟免状の交付 3 狩猟者登録証の交付（県内者） 4 鳥獣保護管理員及び法第75条第3項の職員の任命 5 法第9条の鳥獣捕獲許可 6 鳥獣保護管理思想の普及啓発 7 狩猟及び無許可捕獲・無登録飼養の取締り |
| 事務所 | 賀茂農林事務所 森林整備課 | | 1 | | 1 | 1 | |
| | 東部農林事務所 森林整備課 | | 2 | | 2 | 2 | |
| | 富士農林事務所 森林整備課 | | 2 | | 2 | 2 | |
| | 中部農林事務所 森林整備課 | 1 | | 1 | | 1 | |
| | 志太榛原農林事務所 森林整備課 | | 1 | | 1 | 1 | |
| | 中遠農林事務所 森林整備課 | | 2 | | 2 | 2 | |
| | 西部農林事務所 森林整備課 | 1 | 1 | 2 | 1 | 1 | |
| 計 | | 8 | 9 | 17 | 9 | 9 | 18 |

(3) 研修計画

(第27表)

| 名称 | 主催 | 時期 | 回/年 | 人数 | 規模 | 内容・目的 | 備考 |
|-----------------|----|----|-----|-----|------|------------------------------|----|
| 野生生物研修 | 国 | 5月 | 1回 | 1人 | 全国 | 野生生物保護管理行政の専門的知識習得 | |
| 特定鳥獣保護管理研修 | 国 | 随時 | 数回 | 担当者 | 全国 | 特定鳥獣保護管理の専門的知識習得 | |
| 鳥獣保護管理行政担当職員研修 | 本庁 | 4月 | 1回 | 17人 | 全県単位 | 行政効果を高めるため、専門的知識を習得 | |
| 司法警察員研修 | 本庁 | 随時 | 1回 | 18人 | 全県単位 | 司法警察員として必要な刑事訴訟法等の研修 | |
| 市町の鳥獣保護管理行政職員研修 | 出先 | 4月 | 1回 | 担当者 | 出先単位 | 法第75条第3項の権限を有する市町職員に必要な知識を習得 | |

2 鳥獣保護管理員

(1) 方針

鳥獣保護管理員は87名とし、鳥獣保護区の数等を勘案して配置する。

(2) 設置計画

(第28表)

| 基準設置数(A) | 平成23年度末 | | 年度計画 (増減人数) | | | | | 平成28年度末 | |
|----------|---------|----------|-------------|--------|--------|--------|--------|---------|----------|
| | 人員(B) | 充足率(B/A) | H24 | H25 | H26 | H27 | H28 | 計(C) | 充足率(C/A) |
| 人 74 | 人 87 | % 118 | 人 - | 人 - | 人 - | 人 - | 人 - | 人 87 | % 118 |

(3) 年間活動計画

(第29表)

| 活動内容 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 備考 |
|-----------------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 野生鳥獣の違法な捕獲及び飼養の取締り | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | ○ | |
| 鳥獣保護区、店舗(小鳥店)等への立入り検査 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 狩猟者の指導取締り | | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 鳥獣保護管理思想の普及啓発 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 鳥獣保護区等の管理 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 鳥獣に関する諸調査 | 適宜 | | | | | | | | | | | | |

(4) 研修計画

(第30表)

| 名称 | 主催 | 時期 | 回/年 | 規模 | 人数 | 内容・目的 | 備考 |
|-----------|-----|-----------|-----|-------|-----|--------------------|----|
| 鳥獣保護管理員研修 | 事務所 | 4月 10月 | 2回 | 事務所単位 | 87人 | 鳥獣保護管理員として必要な知識の習得 | |

3 保護及び管理の担い手の育成

(1) 方針

- 関係部局と連携して、鳥獣の生息状況の継続的な把握や被害等の発生状況を踏まえた、有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施、地域住民への被害防止対策の普及等の活動を行い、保護及び管理の担い手となる人材の育成及び確保に努める。
- 有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の担い手として期待されている狩猟者に対しては、免許更新時の講習会等を有効に活用し、必要知識の習得を図る。
- 有害鳥獣捕獲や第二種特定鳥獣管理計画に基づく鳥獣の管理等の適正かつ効果的な実施の担い手となる鳥獣捕獲等事業者の育成が図られるように、そのための研修等に努める。

(2) 研修計画

地域ごとに狩猟者や生産者団体（農業協同組合等）を対象に、鳥獣保護管理に関する技術・知識を習得できる研修会等の機会を、関係部局や狩猟者団体と連携して実施する。

(3) 狩猟者の減少防止対策

野生鳥獣の保護及び管理の担い手である狩猟者の減少及び高齢化の傾向に歯止めをかけるため、県民に狩猟の魅力や社会的な役割を積極的にPRして、狩猟免許取得者の増加を図る。ま

た、関係部局と連携して、県、市町、農林漁業団体等の職員、農林業者等に対して狩猟免許の取得を奨励するとともに、狩猟免許試験を複数回実施する。

4 鳥獣保護センター等の設置

(1) 方針

鳥獣に関する各種調査研究及び普及啓発（傷病鳥獣の保護を含む。）を行い、鳥獣保護管理の拠点となる鳥獣保護センターについては、市町や民間団体等の関係機関との役割分担を含め、その在り方と設置を検討する。

(2) 鳥獣保護センター等の施設計画

(第31表)

| 名称 | 整備年度 | 所在地 | 面積 | 施設の概要 | 施設の内容 | 利用の方針 | 備考 |
|------|------|-----|----|-------|-------|-------|----|
| (未定) | | | | | | | |

5 違法行為の取締り

(1) 方針

- 野鳥の無許可捕獲、無登録飼養の取締りについては、警察、市町担当及び鳥獣保護管理員らと連絡を密にして実施する。
- 猟期期間中における違法捕獲行為等についても、同様の体制で指導、取締りを行うとともに、警察との連携を密にするため連絡会議を設置する。また、緊急取締りの体制についても整備しておく。

(2) 年間計画

(第32表)

| 事項 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 備考 |
|------------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 無許可捕獲・無登録飼養の取締り | | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 小鳥店及び鳥獣加工業者等の取締り | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | | |
| 捕獲禁止場所での違法捕獲の取締り | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 捕獲制限違反の取締り | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 輸入飼養鳥獣の取締り | | ○ | ○ | ○ | | | | | | ○ | ○ | | |

6 必要な財源の確保

狩猟税（目的税）の趣旨を踏まえ、鳥獣保護管理事業の財源として、鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する行政の実施に対し、効果的な支出を図るものとする。

第9 その他

1 鳥獣保護管理事業をめぐる現状と課題

- ・ 本県は、世界文化遺産に登録された富士山、ユネスコエコパークに登録された南アルプス、世界ジオパークへの登録を目指している伊豆半島等、豊かな自然に恵まれ、全国でも有数の動植物相を誇っている。そのうち哺乳類は、本州、四国、九州に生息する約60種のうち47種の生息が、また鳥類は、全国約550種のうち400種の生息が確認されている。しかし、平成16年3月に発行した県版レッドデータブックでは、哺乳類で2種が、また鳥類で44種が絶滅のおそれがある種とされていることから、種の絶滅を防止し、多様な生態系が維持されるように努めることが求められている。
- ・ 野生鳥獣は、鳥獣保護区内での狩猟禁止等により保護が図られているが、依然として違法捕獲や違法飼養が確認されていることから、引き続き取締りを強化するとともに、野生鳥獣についての愛護思想の普及啓発に努める必要がある。
- ・ また、農林水産物、生活環境及び自然生態系に被害を及ぼしたり、貴重な高山植物に悪影響を与えたりする野生鳥獣への対応のため、生息状況を把握しながら、科学的、計画的な管理に努めることが求められている。
- ・ 外来生物法に基づき、平成26年8月1日現在、国内では112種類の特定外来生物が指定され、そのうち哺乳類は25種類が、また鳥類は5種類が指定されている。本県においては、哺乳類で5種類、鳥類で3種類の特定外来生物が生息していると推測されるので、今後も特定外来生物の生息動向を把握し、生態系への影響や農林水産業等への被害防止に努める必要がある。
- ・ 野生鳥獣の生息・生育環境は、生態系の循環の中で年々変化していることから、引き続き野生鳥獣の保護管理対策を推進するために、環境の変化を的確に把握していく必要がある。
- ・ このため、総合的かつ計画的な鳥獣保護管理を推進する必要があることから、県及び市町がそれぞれの役割を果たしながら、国をはじめとした関係機関等との連携を一層強化して、鳥獣保護管理事業を推進する必要がある。

2 地形や気候等が異なる特定の地域についての取扱い

(該当地域なし)

3 狩猟の適正管理

- ・ 狩猟鳥獣の種類、狩猟区域、狩猟期間、猟法の制限、狩猟者登録数の制限、狩猟に係る各種規制区域の指定等の各種制度を総合的に活用することにより、地域の事情に応じた狩猟を規制する場の設定、狩猟鳥獣の捕獲数や期間の制限等を、必要に応じてきめ細かに実施するよう努める。
- ・ また、各種制度の運用に当たっては、狩猟鳥獣の生息状況や土地利用に係る状況の変化を踏まえ、関係者の意見を聴取しつつ、機動的に見直すよう努める。

4 入猟者承認制度に関する事項

- ・ 狩猟鳥獣のうち孤立した地域個体群であって、その鳥獣により農林水産業等への被害が発生している場合は、その個体群の個体数管理に特段の配慮をするものとする。
- ・ この場合、被害対策への取組が必要な時は、孤立した地域個体群保護の見地から当該狩猟鳥獣の捕獲等について、入猟者承認制度による地域個体群の保護管理を検討する。

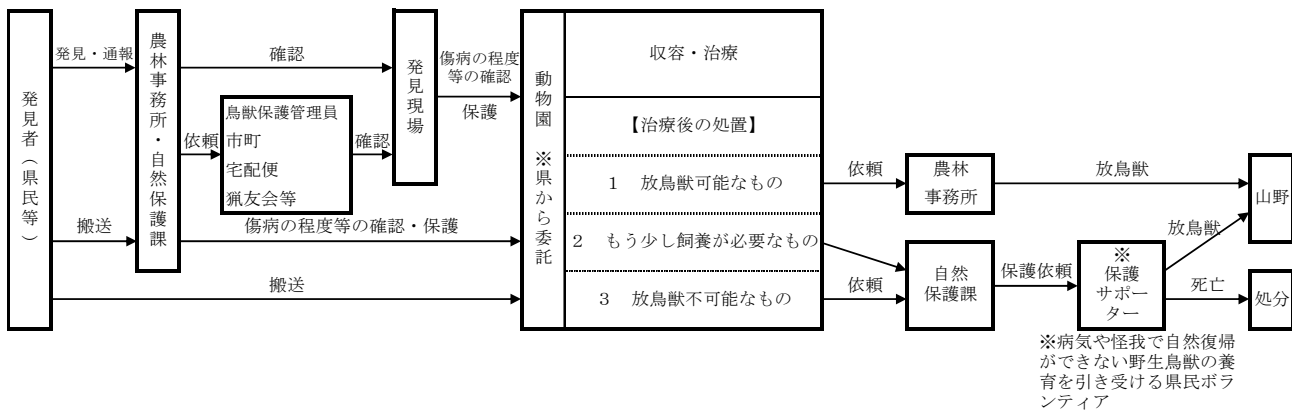
5 外来鳥獣等への対応

- ・ 外来鳥獣等については、農林水産業又は生態系等に係る被害を及ぼすおそれがあるので、当該外来鳥獣等を根絶又は抑制するため、県、市町、狩猟者、関係団体等との連携を図り、積極的な狩猟及び有害鳥獣捕獲を推進する。特に、外来生物法により特定外来生物に指定されているアライグマについては、早急に対策を講じる必要があるため、市町に対して防除指針を活用した積極的な捕獲を促進する。
- ・ 県民に対しては、県のホームページ等の広報媒体を活用して、県内で確認された外来鳥獣等に関する生息状況等を情報提供するとともに、「入れない」、「捨てない」、「拡げない」という外来種被害予防三原則等、外来鳥獣等に関する正確な知識の啓発に努めることとする。

6 傷病鳥獣保護の基本的な対応

- 野生の鳥獣は自然生態系の中で生きていくものであるが、人的な危害や傷病を患ったものなどは、これを保護する体制を整え、県民から傷病鳥獣の保護依頼があった場合には、傷病の程度を確認し、救命の見込みのある鳥獣については、必要に応じて、行政（県又は市町の鳥獣行政担当部署）が一旦引き取り、又は行政の指示の下、発見者に搬送の協力を依頼するなどして、保護収容に努める。
- ただし、農林水産業等に多大な被害を与えかつ生息数も多い種等、治療後放鳥獣することが適当でない鳥獣については、農林水産業等への被害の状況を確認した上で、保護収容しないことも可とする。
- また、外来生物法により特定外来生物に指定されている鳥獣及び環境省が要注意外来生物と示している鳥獣については、行政（県又は市町の鳥獣行政担当部署）が一旦引き取り収容するが、原則として、できる限り苦痛を与えない方法で致死させるものとする。ただし、外来生物法による手続を経た者が終生飼養可能な場合はこの限りではない。
- 傷病鳥獣の発見現場の周辺地域で、家畜伝染病予防法第2条に規定する家畜伝染病が発生している場合には、同病に感受性のある鳥獣の収容個体の症状等には十分注意し、同病の感染が疑われる際は、家畜衛生部局等と連携し、適切な対応を取るものとする。
- 石油汚染事故など、一時的に多数の傷病鳥獣が発生した場合に備えて、関係者間の連絡体制を整備しておくとともに、海鳥や海棲ほ乳類の生息状況について把握するよう努める。
- 雛や出生直後の幼獣を傷病鳥獣と誤認して保護収容を行わないよう、広報誌等を通じて県民への周知を図るよう努める。

【傷病鳥獣保護収容フロー】



7 安易な餌付けの防止

(1) 方針

自宅や公園等での餌やり、鳥獣を誘引することにつながる未収穫作物の放置等、鳥獣への安易な餌付けは、人に馴れ、人の与える食物へ依存するようになり、結果として人身被害、農作物被害、個体間の接触が進むことによる感染症の拡大、餌付けを行った者による感染症の伝播等の誘因となるおそれがある。

このため、希少鳥獣の保護のために行われる給餌等、特別な場合を除き、鳥獣の生息状況や鳥獣被害の発生状況を踏まえ、安易な餌付けの防止について、広報媒体を活用し普及啓発等に取り組むこととする。

- 観光目的の餌付けについて、鳥獣の生息状況への影響や鳥獣被害の誘因、高病原性鳥インフルエンザ等の感染症の拡大又は伝播につながるようなことがないよう十分配慮すること。
- 不適切な生ゴミの処理、未収穫作物や耕作放棄地の放置等、結果として鳥獣の餌付けにつながる行為の防止を図ること。

(2) 年間計画

(第33表)

| 重点項目 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 実施方法 | 対象者 |
|----------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|------------|--------------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 安易な餌付け防止 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | 県HP 広報誌 | 一般県民 |
| 未収穫物等の放置 | | | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 県HP 広報誌 | 一般県民 農林業者 |

8 感染症への対応

野生鳥獣が感染又は伝播し得る感染症については、希少鳥獣を始めとした鳥獣への影響に加え、人又は家畜への感染のおそれ等による社会的・経済的影響も大きいことから、家畜衛生部局等の関係機関との緊密な連携を図り、迅速かつ適切に対応するとともに、県民への的確な情報提供に努める。

- 高病原性鳥インフルエンザについては、人獣共通感染症であり、かつ、家畜への影響が大きいことから、家畜衛生部局等と連携を図り、死亡野鳥のウィルス保有状況調査、野鳥糞便調査、巡回監視を実施することに努める。

また、高病原性鳥インフルエンザと野鳥との関わり、野鳥との接し方等の県民への情報提供等を適切に実施することに努める。

- その他の感染症については、鳥獣の異常死又は傷病鳥獣の状況等により把握に努める。

9 普及啓発

(1) 鳥獣の保護及び管理についての普及等

ア 方針

| 事業計画 | 鳥獣保護管理についての普及方針 |
|-----------------------|--|
| 第11次 (H24.4～H29.3) | <p>鳥獣保護管理を推進するためには、県民の理解と認識が必要であることから、引き続き、市町、教育委員会、鳥獣保護団体等との連携を密にし、あらゆる機会を通じて、広く県民に野生鳥獣に対する認識を啓発し、野生鳥獣の保護及び管理についての普及啓発に努める。</p> <p>普及啓発の際には、生物多様性の保全のためには、適切な鳥獣の保護及び管理が重要であり、捕殺が不可欠な場合があることにも理解を求めることとし、対策の必要性や科学的根拠を丁寧に説明するものとする。</p> <p>また、捕獲した個体の有効活用を図るため、関係部局や関係者との連携を図りながら、食肉等への利用について、その可能性を探っていく。</p> |

【第10次の方針・実績】

| 事業計画 | 鳥獣保護管理についての普及方針・実績 |
|-----------------------|---|
| 第10次 (H20.4～H24.3) | <ul style="list-style-type: none"> 鳥獣保護を推進するためには、県民の理解と認識が必要であることから、市町、教育委員会、鳥獣保護団体等との連携を密にし、あらゆる機会を通じて、広く県民に野生鳥獣に対する認識を啓発し、野生鳥獣保護思想の普及啓発に努めた。 |

イ 年間計画

(第34表)

| 事業内容 | 実施時期 | | | | | | | | | | | | 備考 |
|-----------------|------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | |
| 野鳥保護のつどい | | ○ | | | | | | | | | | | |
| 愛鳥週間ポスターコンクール | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | | | |
| 愛鳥のつどい・鳥獣保護実績発表 | | | | | | | ○ | | | | | | |
| 愛護活動・傷病鳥獣保護収容 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 印刷物の配布 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |

ウ 愛鳥週間行事等の計画

(第35表)

| 行事内容 | 平成24年度 | 平成25年度 | 平成26年度 | 平成27年度 | 平成28年度 |
|-----------------------|---|--------|--------|--------|--------|
| 愛鳥週間行事 (5/10～5/16) | <ul style="list-style-type: none"> ・前年度優秀ポスター作品の展示 (県庁 別館21F) ・野生生物保護功労者表彰伝達式 (全国野鳥保護のつどい又は県庁) ・県内野鳥愛護団体による探鳥会の広報 (県ホームページ等) | | | | |
| 愛鳥のつどい (10月頃) | <ul style="list-style-type: none"> ・ポスター優秀作品表彰・展示 (県庁等) ・自然保護功労者表彰 (") ・鳥獣保護実績発表大会 (") | | | | |

(2) 野鳥の森等の整備

(第36表)

| 名称 | 整備年度 | 施設の所在地 | 面積 | 施設の概要 | 施設の内容 | 利用の方針 | 備考 |
|------------|------|------------|---------|--|-----------------|----------------------------|----|
| 県立森林公園野鳥の森 | S46 | 浜松市 | 35ha | ビクターセンター (732㎡) 会館、案内板、給餌給水施設 観察施設 | 剥製の展示 観察鳥の案内 | 広く県民に利用してもらおう | |
| 県民の森 | S54 | 静岡市 | 1,000ha | 県民の森センター (977㎡) ロッジ、キャンプ場 | 宿泊施設 展示 | | |
| 野鳥の森 | S54 | 伊豆市 | 47ha | 昭和の森会館 (1,695㎡) 休憩舎、トイレ | 森の情報館 展示 | | |
| 小笠山憩の森 | S54 | 掛川市 袋井市 | | 野鳥観察舎 (14.9㎡)、休憩舎 トイレ、野鳥の看板、案内板 バードバス (水浴び場) | | | |
| 野生生物観察小屋 | S58 | 焼津市 | 61㎡ | 木造2階建 | | 遠州灘等の野鳥観察を中心に広く県民に利用してもらおう | |
| 野生生物観察展望台 | H8 | 掛川市 | 47㎡ | 木造造り | | | |
| 野生生物観察小屋 | H8 | 磐田市 | 35㎡ | 木造1階建、高床式 | | | |
| 野生生物観察展望台 | H7 | 浜松市 | 20㎡ | 鉄骨造り | | | |
| 野生生物観察小屋 | H7 | 浜松市 | 72㎡ | 木造2階建 | | | |
| 野生生物観察展望台 | H9 | 湖西市 | 9.1㎡ | 鉄骨造り | | | |

(3) 法令の普及の徹底

ア 方針

| 事業計画 | 法令の普及方針 |
|-----------------------|--|
| 第11次 (H24.4～H29.3) | <ul style="list-style-type: none"> ・一般県民に対して、鳥獣捕獲及び飼養について、パンフレット、チラシや新聞テレビなどの報道機関等の広報媒体を活用し、普及啓発を図る。 ・特に、市町と連携を図り、愛玩飼養目的のメジロの捕獲が禁止になったことを重点的に広報することに努める。 ・狩猟者に対しては、狩猟免許の更新検査講習等で狩猟に係る規制・制度等の法令や狩猟マナー等の遵守、事故防止対策について周知徹底を図る。 |

【第10次の方針・実績】

| 事業計画 | 法令の普及方針・実績 |
|-----------------------|---|
| 第10次 (H20.4～H24.3) | <ul style="list-style-type: none"> ・狩猟者や一般県民に対して、鳥獣捕獲及び飼養について、パンフレット、チラシや新聞テレビなどの報道機関等の広報媒体を活用し、普及啓発を図った。 ・また、特に狩猟者に対しては、狩猟免許の更新検査講習等で狩猟に係る規制・制度等の法令や狩猟マナー等の遵守について周知徹底を図った。 |

イ 年間計画

(第37表)

| 重点項目 | 実 施 時 期 | | | | | | | | | | | | 実施方法 | 対象者 |
|----------|---------|----|----|----|----|----|-----|-----|-----|----|----|----|-------------|------|
| | 4月 | 5月 | 6月 | 7月 | 8月 | 9月 | 10月 | 11月 | 12月 | 1月 | 2月 | 3月 | | |
| 鳥獣捕獲の規制 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 県HP 広報誌 | 一般県民 |
| 鳥獣飼養登録制度 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | 県HP 広報誌 | 一般県民 |
| 狩猟制度 | | | | ○ | ○ | ○ | ○ | | | | | | 更新検査 講習等 | 狩猟者 |